

鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）

日時：平成30年11月20日（火）

午後1時30分～

場所：鳥取県庁 特別会議室

1 開 会

2 次 第

（1）審査会運営要綱の制定及び委員長の選任について

（2）鳥取県立美術館整備の検討状況について

（3）「未来をつくる美術館」の基本スキームについて

（4）「未来をつくる美術館」の事業者選定方法について

3 その他

4 閉 会

《資料》

資料1・・・鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）運営要綱（案）

資料2・・・鳥取県立美術館整備の検討状況について

資料3・・・「未来をつくる美術館」の基本スキームと事業者選定方法について

- ・参考資料1：鳥取県附属機関条例
- ・参考資料2：鳥取県立美術館整備基本計画
- ・参考資料3-1：鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針（素案）
- ・参考資料3-2：運営業務等における業務分担（素案）
- ・参考資料4-1：福岡市美術館リニューアル事業落札者決定基準
- ・参考資料4-2：福岡市美術館リニューアル事業審査講評



鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）  
委員名簿

平成 30 年 11 月

区分	氏 名	役 職 等
全般	林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会会长、鳥取県美術館整備基本計画検討アドバイザリー委員会座長
広報・集客	衣笠 幸雄	(株) TBSテレビ社長室顧問、前(株)TBSサービス社長 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員
美術関係者	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
PFI 制度 有識者	光多 長温	(公)都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県 PFI 事業者選定審査会常任委員
建築関係	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表 元鳥取環境大学教授
	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授(建築専門)
地元自治体	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
設置者	池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長



**鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）  
運営要綱（案）**

**(目的)**

第1条 鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業に係る委託事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するに当たり、事業者提案を適正に評価するため、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）（以下「審査会」という。）を設置する。

**(調査審議する事項)**

第2条 審査会は、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業に係る受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 落札者決定基準に関すること
- (2) 事業者及び事業提案書の審査に関すること
- (3) その他、必要と認める事項に関すること。

**(組織)**

第3条 審査会は、別表に掲げる委員9名をもって組織する。

**(委員の任期)**

第4条 委員の任期は、任命した日から2年間とする。

**(委員長)**

第5条 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

**(事務局)**

第6条 審査会の庶務を処理するため、鳥取県立博物館内に事務局を置く。

**(会議)**

第7条 審査会は、博物館長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席して開催するものとする。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

**(審議の公開)**

第8条 審査会は、公開を原則とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

**(委員の責務)**

第9条 委員は、職務上知り得た秘密（公表された情報を除く。）を漏らしてはならない。  
委員を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、第2条の任務を行うに当たり、応募者等またはその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。

3 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに3親等以内の親族並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接利害関係があるときは、議事に加わることができない。

**(その他)**

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、博物館長が別に定める。

**附則**

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

(別表)

氏名	役職等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、鳥取県美術館整備基本構想検討委員会会長、鳥取県美術館整備基本計画検討アドバイザリー委員会座長
衣笠 幸雄	(株) TBSテレビ社長室顧問、前(株)TBSサービス社長 鳥取県美術館整備基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	(公)都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授、元神奈川県PFI事業者選定審査会常任委員
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表 元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授(建築専門)
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

## 鳥取県立美術館整備の検討状況について



平成30年11月 鳥取県立博物館

⇒基本計画の詳細は、参考資料2「鳥取県立美術館整備基本計画(平成30年7月)」を参照

### 鳥取県立美術館 「整備検討の経緯等」

#### 《県立博物館の現状》

・建物・設備の老朽化、収蔵庫の狭隘化、駐車場の不足、県民の作品展等に対応できない等

平成26年度

・鳥取県立博物館現状・課題検討委員会

・県民アンケート

⇒美術分野のために新たな施設を整備

平成27～  
28年度

・鳥取県美術館整備基本構想検討委員会

■出前説明会 45回 ■県民フォーラム 県下3箇所 ■美術館キャラバン23回

■市町村からの候補地推薦(6市町から12箇所)

■候補地評価等専門委員による評価

■美術館の整備に関する県民意識調査(3,000名)→7割が美術館整備は進めていくべき

■美術館の建設場所に関する県民意識調査(5,000名)

平成29年3月 鳥取県立美術館整備基本構想を策定

平成29年度

・鳥取県美術館整備基本計画の検討

■鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザリー委員会 ■県民フォーラム

■県内文化団体や地域団体との意見交換 13回 ■パブリックコメント

・PFI手法導入可能性調査の実施

平成30年度

平成30年7月 鳥取県立美術館整備基本計画を策定

# 鳥取県立美術館 「目的・コンセプト」

美術館の  
必要性

鳥取県の美術の  
継承と発信

内外の美術との  
接触と交流

県民の創造性と  
鳥取県の魅力の向上

平成30年7月策定

鳥取県立美術館整備基本計画

美術館の目的・コンセプト

「私たちの県民立美術館」 → 「未来を「つくる」美術館」

「みるひとをつくる」

「つくるひとをつくる」

「人を「つくる」」

「居場所をつくる」

「あらいの才能」をつくる

周辺施設とまちをつくる

県民が博れる美術館

まちを「つくる」

県民が「つくる」

地域とまちをつくる

他館とまちをつくる

県民が参加できる

美術館づくり

展示・収蔵品とともに

成長していく美術館

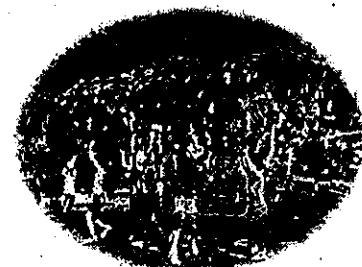
## 美術館整備基本計画 「必要な機能と主な事業展開（1）」

### 社会教育施設としての美術館

- ・子どもたちの創造性を育み、県民の生涯学習を支援する教育機関
- ・県民の宝である収集した美術作品を適切に守り、調査研究を行い、次世代に伝える研究機関
- ・調査研究を活かした展示や国内外の優れた美術作品の展示、県内美術創作者等の発表機会の場

新  
美  
術  
館  
の  
中  
心  
と  
な  
る  
機  
能

あつめる・まもる(収蔵)



しらべる・ふかめる(調査研究)



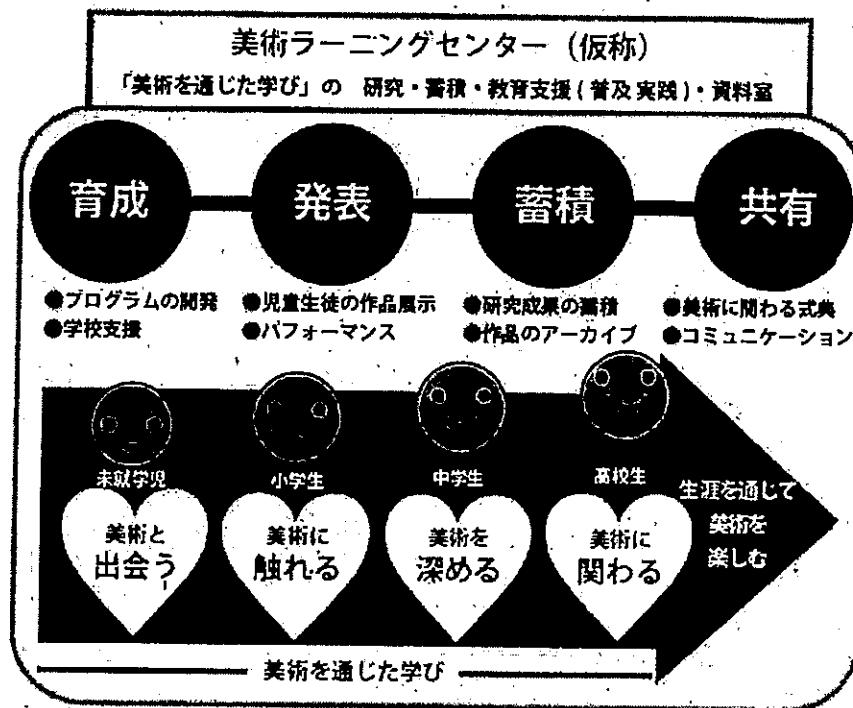
つたえる・たのじむ(展示)

ふれてまなぶ・であってまなぶ  
(館内外での教育普及)

つなぐ(地域・学校・県民との連携・協力)

## 美術館整備基本計画 「必要な機能と主な事業展開（2）」

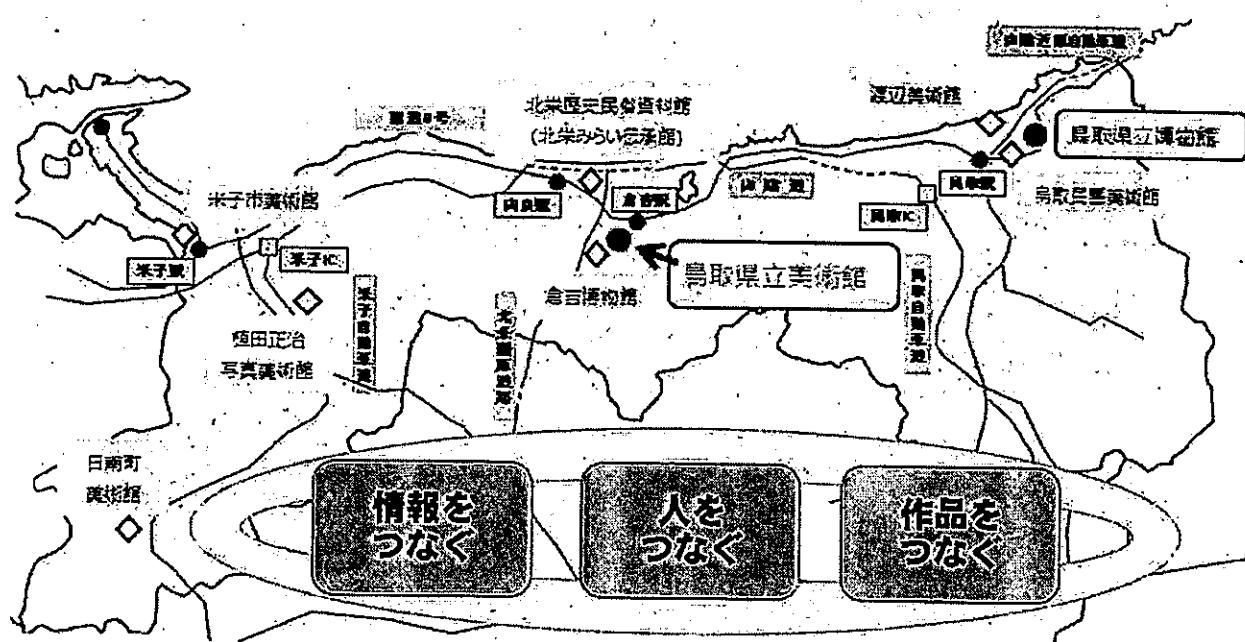
子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」を支援する  
美術ラーニングセンター（仮称）を設置します。



アートカルタを用いた鑑賞授業

## 美術館整備基本計画 「必要な機能と主な事業展開（3）」

県民のみなさんが県内どこにいても美術館のサービスが享受できるよう、また、「とつとりのアート」の県外への発信を強化するため、県立美術館を拠点に、美術系文化施設との協力連携の取組を進めます。



## 美術館整備基本計画 「必要な機能と主な事業展開（4）

⇒くつろぎや居心地の良さを感じながら幅広い「たのしみ」を享受できる場所

⇒美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間の提供

### ■レストラン・カフェ

- ・気軽に集い、憩える場として交流でき、  
居心地よく、ゆっくりとくつろぐことのできる場



音楽会

講演会

東京都美術館

### ■ミュージアムショップ

- ・美術館の思い出を持ち帰ることのできるグッズの開発  
美術書籍、鳥取県ゆかりの產品を手に取ることのできる場

### ■ユニークベニュー

- ・会議や結婚式、パーティーなど様々なイベントに活用できる  
多機能な機能設備・ソフトの整備
- ⇒美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間の提供



横浜美術館

### ■開館日時、利用料金

- ・季節や曜日、企画展等に応じた柔軟な開館時間  
・美術鑑賞以外も楽しめる無料スペース・無料プログラム 等

## 美術館整備基本計画 「利用促進策」

### ○利用見込みの試算

年間10万人程度を想定（現在の県博等の実績から）

↓  
〈利用者数増に向けた積極的な取組み〉

#### 美術館自体の利用促進

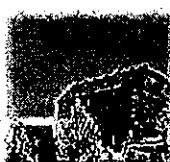
ポップカルチャーなどの企画展の開催、年間パスポート・親子券（割引券）・福利厚生等での美術館利用時の特典付与、小学生の美術館来館等の団体利用におけるバス送迎等、企画展関連メニューの提供・関連グッズの開発・販売、多言語対応による積極的な魅力発信

#### 倉吉パークスクエア全体や大御堂廃寺跡との連携による利用促進

倉吉パークスクエア利用者への積極的な情報発信、連携したイベントの共同開催、弾力的な開館時間の設定、大御堂廃寺跡の歴史風土を活かした展覧会の開催、白壁土蔵群等周辺施設との散策・回遊ルートの設定

#### 他施設との連携等による利用促進計画

美術館・観光施設等とのミュージアムパスをはじめとした周遊ルートの設定、地域DMO等との連携による旅行会社への積極的な情報発信と旅行商品化、他施設・団体等のホームページ・SNSとの連携による情報発信の強化



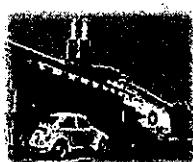
倉吉パークスクエア



白壁土蔵群



円錐形くらよしフィギュアミュージアム



青山町郷ふるさと館



三朝・はれい・菊都・熱泡湯



食べ歩きの魅力

## 美術館整備基本計画 「美術館を支える方々とのネットワーク」

「県民立美術館」の実現⇒

開館前から美術館の活動に参加できる仕組みづくり、活動の拡充に向けた取組

対話型のギャラリートーク  
(東京国立近代美術館)



美術館活動を  
一緒に楽しむ  
ボランティアの例

作品の保存・修復・展示の資金支援  
(横浜美術館「コレクション・フレンズ」)



絵本の読み聞かせ  
(金沢21世紀美術館)



ワークショップの企画・運営  
鳥取県立博物館「ワークショップつくり隊」  
ワークショップつくりたい人  
このゆびとまれ♪



## 美術館整備基本計画 「施設整備計画（1）」

### 施設整備の基本的な方針

- ①作品を良好な環境で保管・展示
- ②だれもが安全・快適に利用
- ③賑わい機能の創出
- ④倉吉パークスクエア・大御堂廃寺跡とのシナジー効果(相乗効果)の発揮
- ⑤デザイン性に優れた施設
- ⑥効率的・持続可能な施設
- ⑦その他(地域素材の積極的利用、環境保全への配慮)

### 敷地利用計画

- ・倉吉パークスクエア内の施設と一緒にしたイベント開催による賑わいの創出に配慮
- ・大御堂廃寺跡との連携により、どの方向からも気軽に立ち寄りやすいオープンな施設

### ○整備概要

展示	収蔵	教育普及・ コミュニケーション	調査研究	共用管理 事務	合計
2,610m <sup>2</sup>	2,070m <sup>2</sup>	760m <sup>2</sup>	290m <sup>2</sup>	4,180m <sup>2</sup>	9,910m <sup>2</sup>

### ○整備費用の想定

(従来型の場合の試算)

※外構植栽サイン、設計委託、  
展示ケース等備品類、展示用  
ICT機器・音響・ディスプレイ等

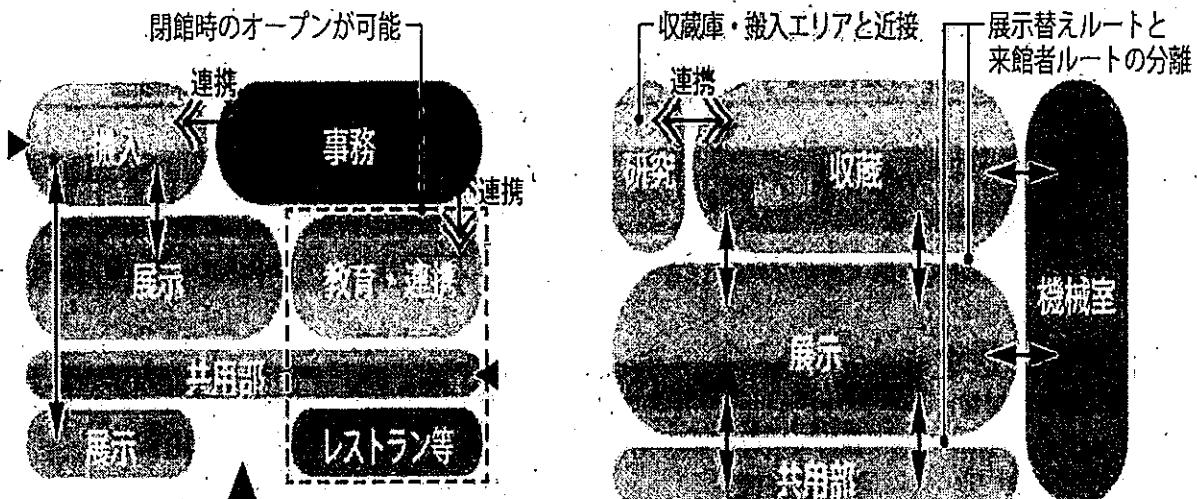
項目	試算額	(参考)基本構想における試算
建築工事費	77億円	60~100億円
その他経費※	20億円	—

## 美術館整備基本計画 「施設整備計画（2）」

主な施設・設備		想定床面積 m <sup>2</sup>
<b>展示エリア</b>		2,610
常設展示室	・本県ゆかりの収蔵作品を常に紹介展示	(960)
企画展示室	・巡回展をはじめ多様な規模、内容の展覧会を開催	(1,000)
県民ギャラリー	・県民の作品発表会等に活用	(500)
展示設備保管庫		(150)
<b>収蔵エリア</b>		2,070
収蔵庫(収蔵庫前室)	・収蔵作品の種類、材質、性質等に応じて、適正に管理	(1,710)
一時保管庫	・借用作品を適正に一時保存管理	(60)
搬出入口(トラックヤード)		(300)
<b>教育普及・コミュニケーションエリア</b>		760
ホール・レクチャールーム	・多様な規模、内容の講演や会議、ワークショップ等、様々な利用形態	(100)
ワークショップルーム・スタジオ	・美術館の活動を支えるボランティア等の活動拠点	(150)
キッズルーム		(80)
ボランティア室		(50)
エントランスホール(フリースペース)	・ユニークなミニシアターとして、多機能な機能設備・等を備え、様々なイベント等に活用	(200)
レストラン・カフェ、ミュージアムショップ		(180)
<b>調査研究エリア</b>		290
研究室	・収集した美術作品等の調査研究や美術館の運営・活動に関する調査研究を集中的に実施	(40)
研究用図書室		(140)
研究作業室		(30)
研究資料倉庫		(80)
<b>共用管理事務エリア</b>		4,180
事務室・応接室・会議室	・美術館の運営や館の維持管理に必要な機能	(220)
受付、看視員控室、更衣室、ロッカールーム、トイレ、倉庫		(2,770)
機械室・管理室		(1,190)
<b>合計</b>		9,910

## 美術館整備基本計画 「施設整備計画（3）」

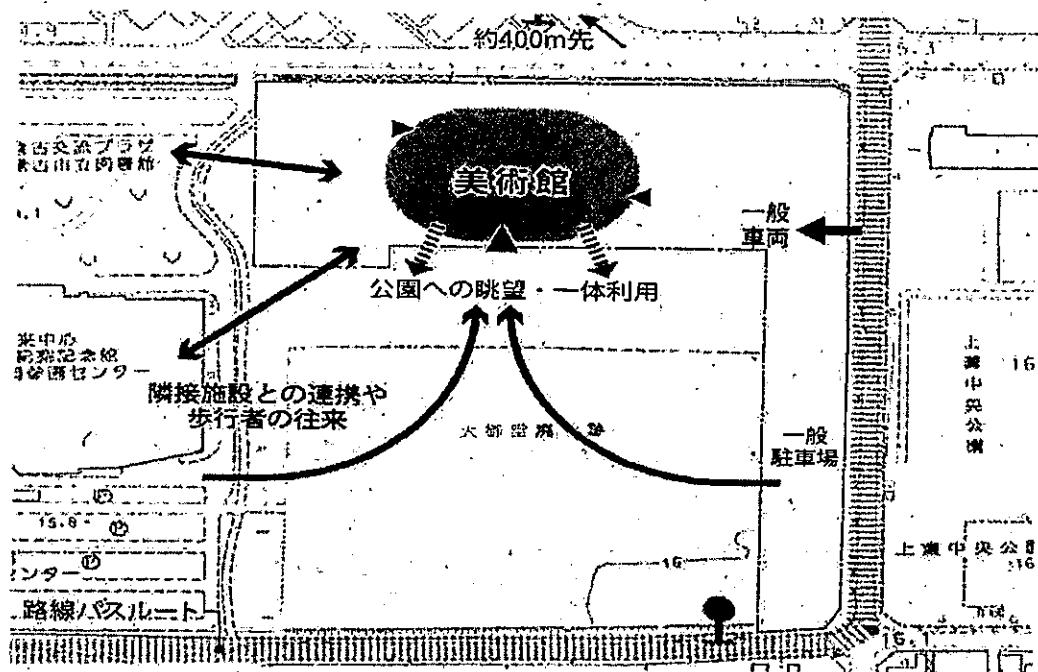
- ・利用者にとって分かりやすく、かつ管理運営上効率的な配置
- ・利用者に開かれた部分と作品を守る部分を両立（動線が交錯しない配慮）
- ・利用者が入りやすく、建物内での回遊性や、南側に面する大御堂廃寺跡への眺望の確保、イベント開催や屋外作品展示などを通した新美術館と隣接施設との一体的利用などの動線に配慮した配置
- ・建物内では、多くの利用者がゆっくりと時間を過ごせるように、休憩できる場所を適所に配置



## 美術館整備基本計画 「施設整備計画（4）」

・倉吉未来中心、倉吉市立図書館など倉吉パークスクエア内の施設及び大御堂廃寺跡の広々とした空間と連携し、一体となったイベント開催等で賑わいが創出されるよう配慮

・入口付近、バス乗降場所、一般駐車場等、お年寄りや子どもたち、障がいのある方も利用しやすい計画



## 美術館整備へのPPP/PFIの検討（1）

### ■鳥取県PPP／PFI優先的検討方針の概要 [H28.3.29策定]

#### ○検討対象事業

- ①建設費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（新設・改修）
  - ②単年度の運営費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等）
- ※他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても検討を行うことができる。

#### ○検討方法

##### ①検討プロセス

- ア 事業担当部局から総務部への協議
- イ 第一次検討の実施(府内での定量評価及び定性評価)
- ウ 第二次検討の実施(コンサルティング事業者による導入可能性調査を参考とした評価)

##### ②体制

副知事をトップとする「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、対象事業を検討。

## 美術館整備へのPPP/PFIの検討（2）

### ○整備運営手法

#### PFI手法（BTO方式）の導入

（⇒現在、PFI事業者の募集・選定のための検討開始）

BTO :Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法。

#### 【官民の役割分担】

- ・管理部門（総務・施設管理等）については、民間企業に委ねる。
- ・学芸部門については、
  - 美術作品の収集、保存、調査・研究、展示、教育普及等を中心とする中核業務（主に学芸員が担う業務）は県業務として引き続き実施することとし、
  - 広報・宣伝・賑わい創出機能等については、県と連携すること前提に民間企業に委ねる。

#### 【契約期間】

施設の大規模修繕、民間事業者の資金調達及び県の財政負担等を勘案し今後検討を進める。

#### \* 留意事項

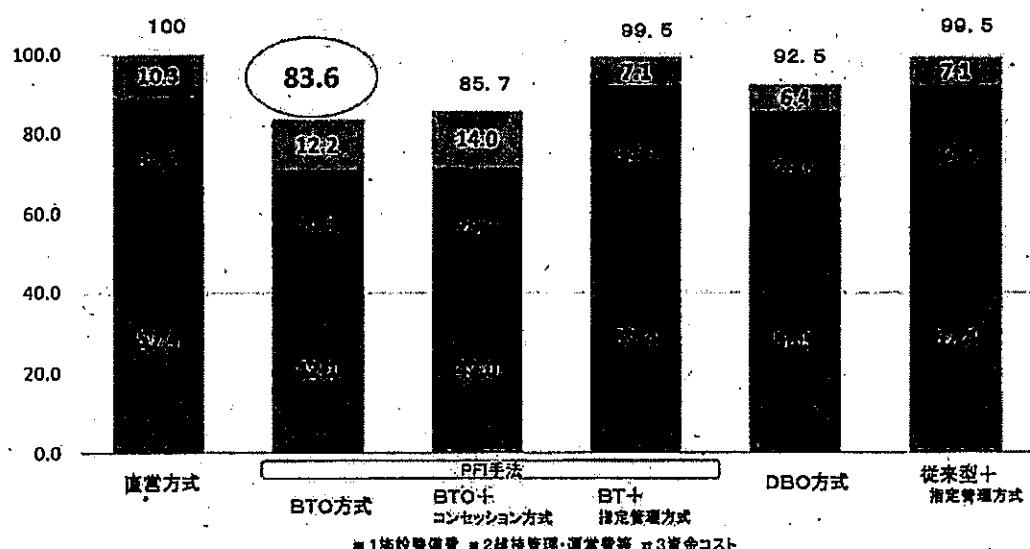
- ・地元企業の参画促進、地元の雇用促進、地場産品の活用等、地域経済の活性化への貢献
- ・コストを抑制しつつ、建築デザインを重視できる方法を取り入れるとともに、県民とのコミュニケーションが図れる手法

## 美術館整備へのPPP/PFIの検討（3）

### 1 定量評価

複数手法を検討した結果、BTO方式が最も有利（VFM16.4%）

※以下のグラフは直営のコストを100として指数化したもの



BTO :Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営を行う手法。

BT :Build-Transferの略。民間事業者が公共施設等を建設し、公共に所有権を移転する手法。

DBO :公共が国の公債等により資金を調達し、民間事業者に施設の設計・建設と運営・維持管理を一括で担わせる手法。

## 美術館整備へのPPP/PFIの検討（4）

### 2 定性評価

PFI手法の導入により、以下のような効果が期待できる。

#### ①美術館自体の魅力による集客向上

・開館時間の延長、様々な分野・ポップカルチャー等の企画展開催、広報の充実等

#### ②周辺施設との連携により期待される効果

・倉吉パークスクエア等との一体的な企画、ホール等の一般貸出による入館者の増加 等

#### ③県内環境や観光の面から期待される効果

・観光ガイド等への掲載、旅行会社の連携による観光目的の入館者の増 加 等

### 3 美術館の特性考慮

#### ①デザイン性の追求、設計の自由度と県民とのコミュニケーション

・VFMでは「一括発注型」の方が優位性があり、事業者の参加意向も前向き

・一方で建築デザインは、にぎわい創出の観点から重要な要素であり、県民とのコミュニケーションを図りながら、建築デザインを考えることが重要

#### ②事業手法及び運営業務の範囲

・広報・宣伝・賑わい創出機能等については、積極的に民間企業に委ねることが有効

・一方、学芸業務について、民間事業者への聞き取りによると、事業範囲とすることについて消極的であり、本県ゆかりの美術作品の収集、保存、調査・研究、展示等は、県業務として引き続き県の学芸員が業務を実施すべき

## 鳥取県立美術館整備の今後のスケジュール

### ○今後のスケジュール

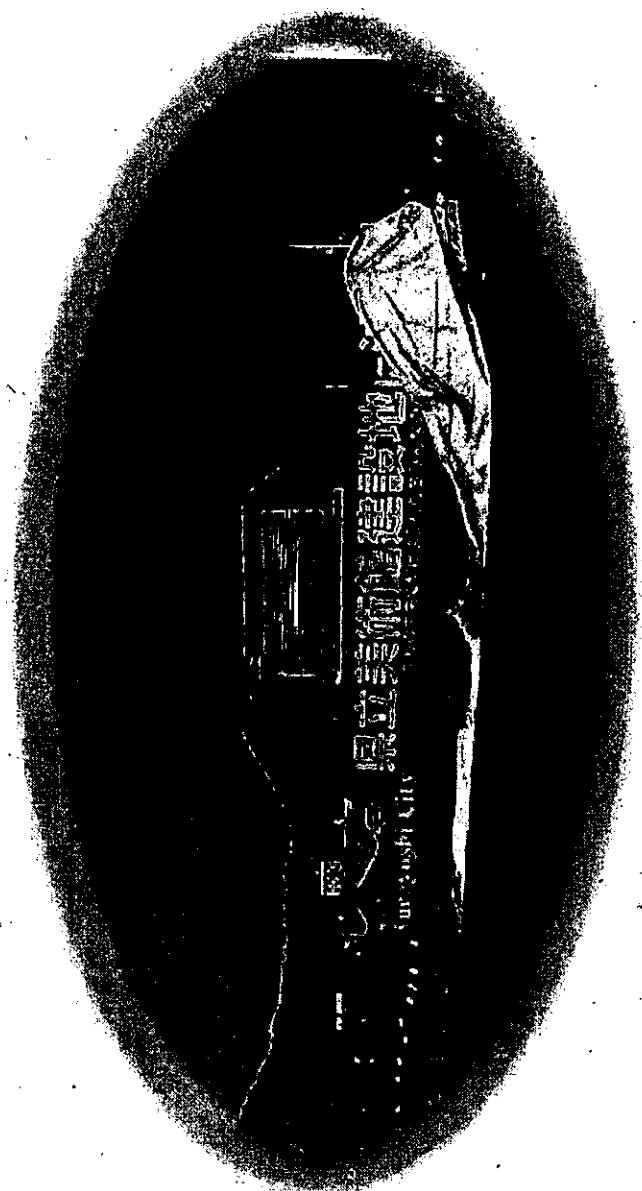
- ・設計、建設、維持管理、運営を一括で行う民間事業者（PFI方式）を選定し、設計・建設に着手する。
- ・これまでのオープンな美術館づくりを継承し、県民の方々と一緒にになって美術館を育っていく。





資料 3

# 「未来をつくる美術館」の基本スキームと 事業者選定方法について



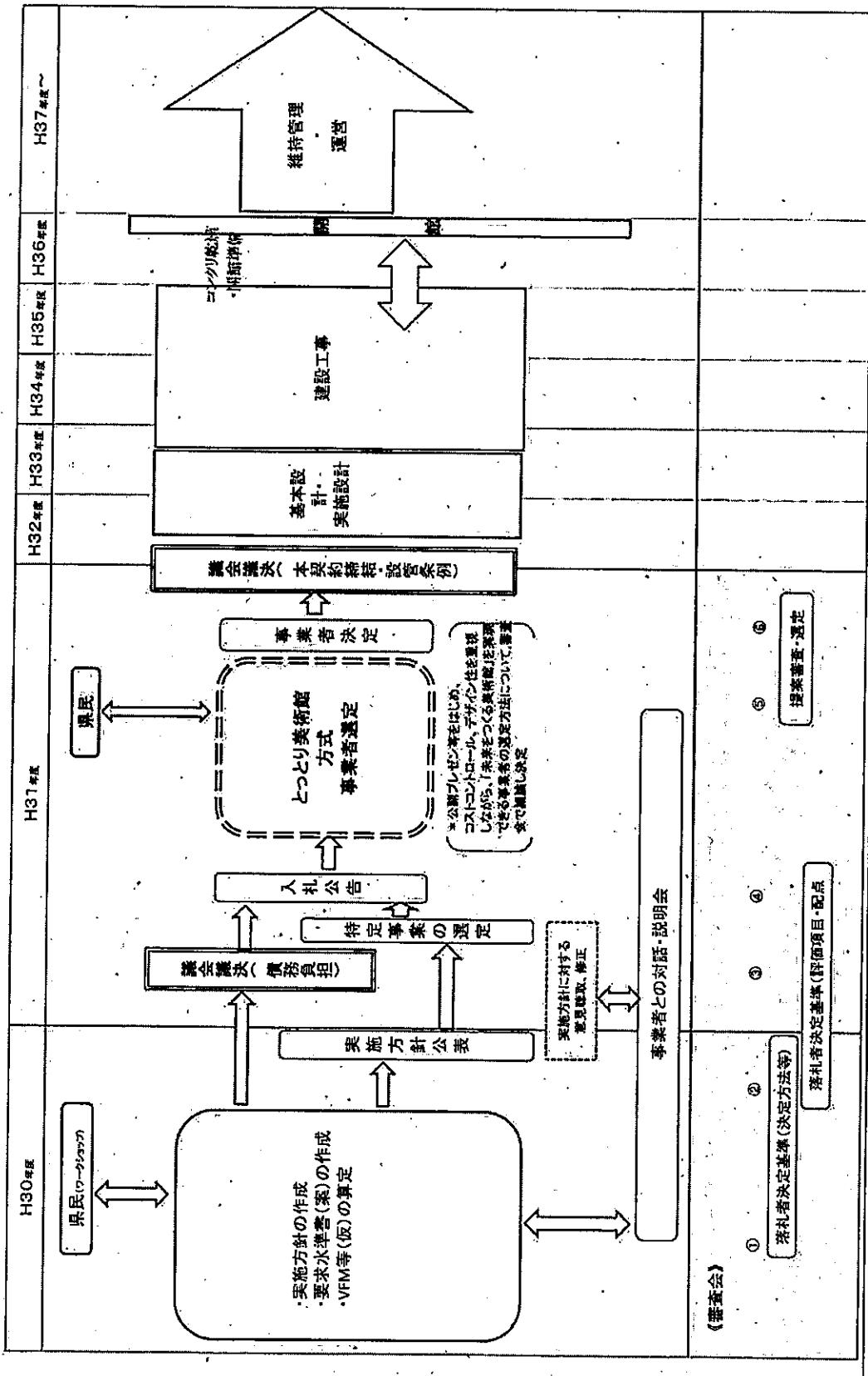
平成30年11月 烏取県立博物館

※本資料の内容は現時点におけるものであり、今後、民間事業者との対話を通じて変更となる場合がありますのでご了承下さい。  
また、未定稿であるため、本資料の取扱いについては十分ご留意下さい。

## 事業内容

事業名称	鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業
事業の対象となる公共施設の名称	鳥取県立美術館（仮称）
事業の目的	民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現する。
施設概要	<p>事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-4 外            敷地面積：22,060m<sup>2</sup>            延床面積：9,910m<sup>2</sup>（基本計画時）            開館年：2024年度中（予定）</p>
事業方式	FPI事業(BTO方式、混合型)
事業期間	20年（施設整備事業を含む。）
事業の範囲	<p>&lt;事業者が行う業務&gt;</p> <p>i 必須事業</p> <p>ア 施設整備業務            イ 開館準備業務            ワ 維持管理業務            エ 運営業務（広報・集客・運営事務支援）            （ミュージアムショップ運営及び飲食施設運営については附帯事業）</p> <p>ii 任意事業</p> <p>ア 自主事業            イ 民間提案事業（附帯事業）</p>
	<p>&lt;県が行う業務&gt;</p> <p>i 必須事業</p> <p>ア 施設整備業務のうち補助金等申請業務            イ 開館準備業務のうち事務所及び収蔵品等移転業務            ワ 展覧会準備業務            エ 維持管理業務のうち美術館運営業務            オ 常設展示（収集・調査研究・教育普及・企画展示等）</p>

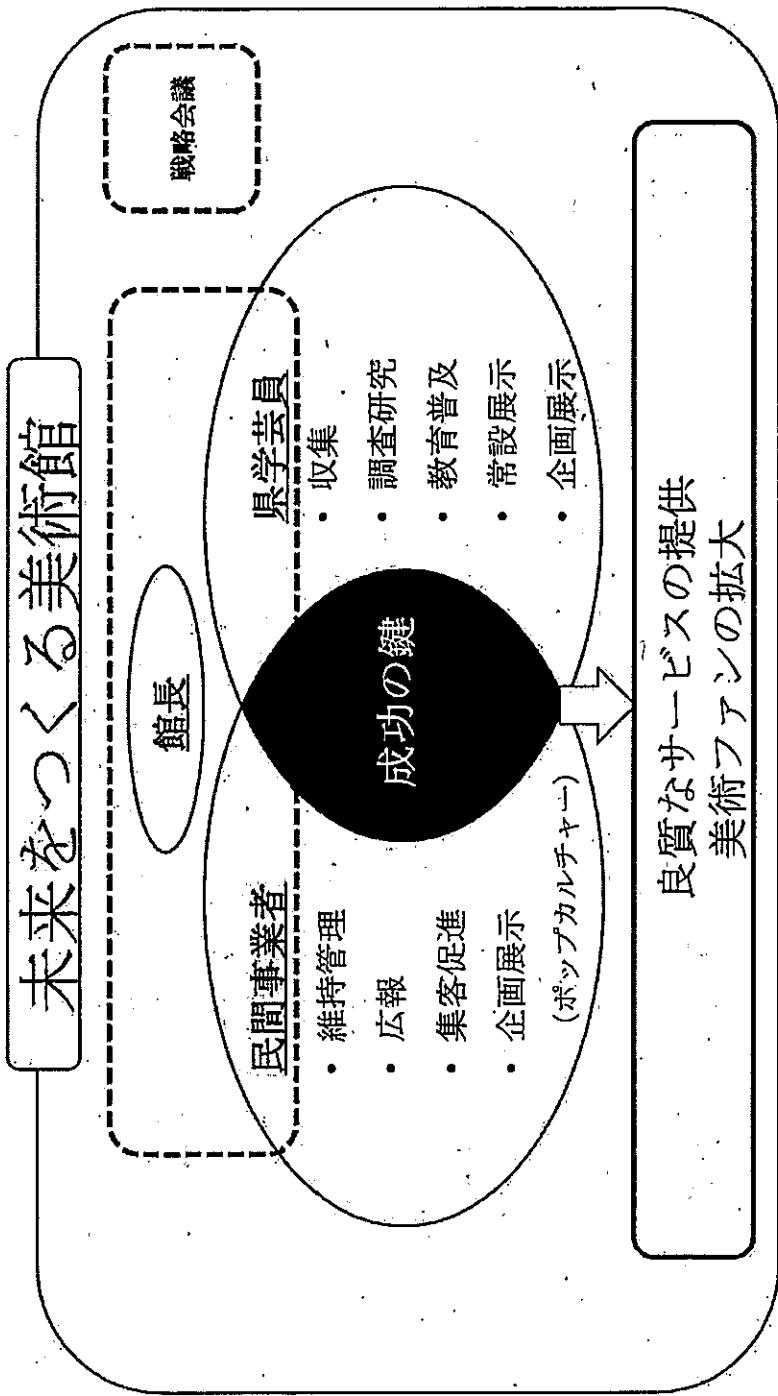
## 事業スケジュール(予定)



## 本事業における官民連携の基本的な考え方

《基本計画》美術館運営に関わる者全てが横断的に連携し、協力し合うことで、魅力ある事業の企画・運営を行う体制とします。

- ✓ 美術館運営は県と民間事業者の“縦割り”ではなく、“交わり”を重視する。
- ✓ 民間事業者と県学芸員は対等な関係「ビジネスパートナー」となり、戦略的な美術館運営を実現する。



# 美術館運営におけるPFI事業者の関与度 ～民間のノウハウに期待する運営サポート業務について～

⇒参考資料3-2 運営業務等における業務分担（案）

強

## 1. 県とPFI事業者による美術館運営のコラボレーションを目指すケース

- ・ PFI事業者が、美術館運営の意思決定機関（経営戦略会議等）に参画することで、美術館の運営方針に関する意思決定に関与する。
- ・ 運営に係るリスクヒリターンを県と共有する。

## 2. PFI事業者が美術館運営に関して助言・コンサルタント機能を提供するケース

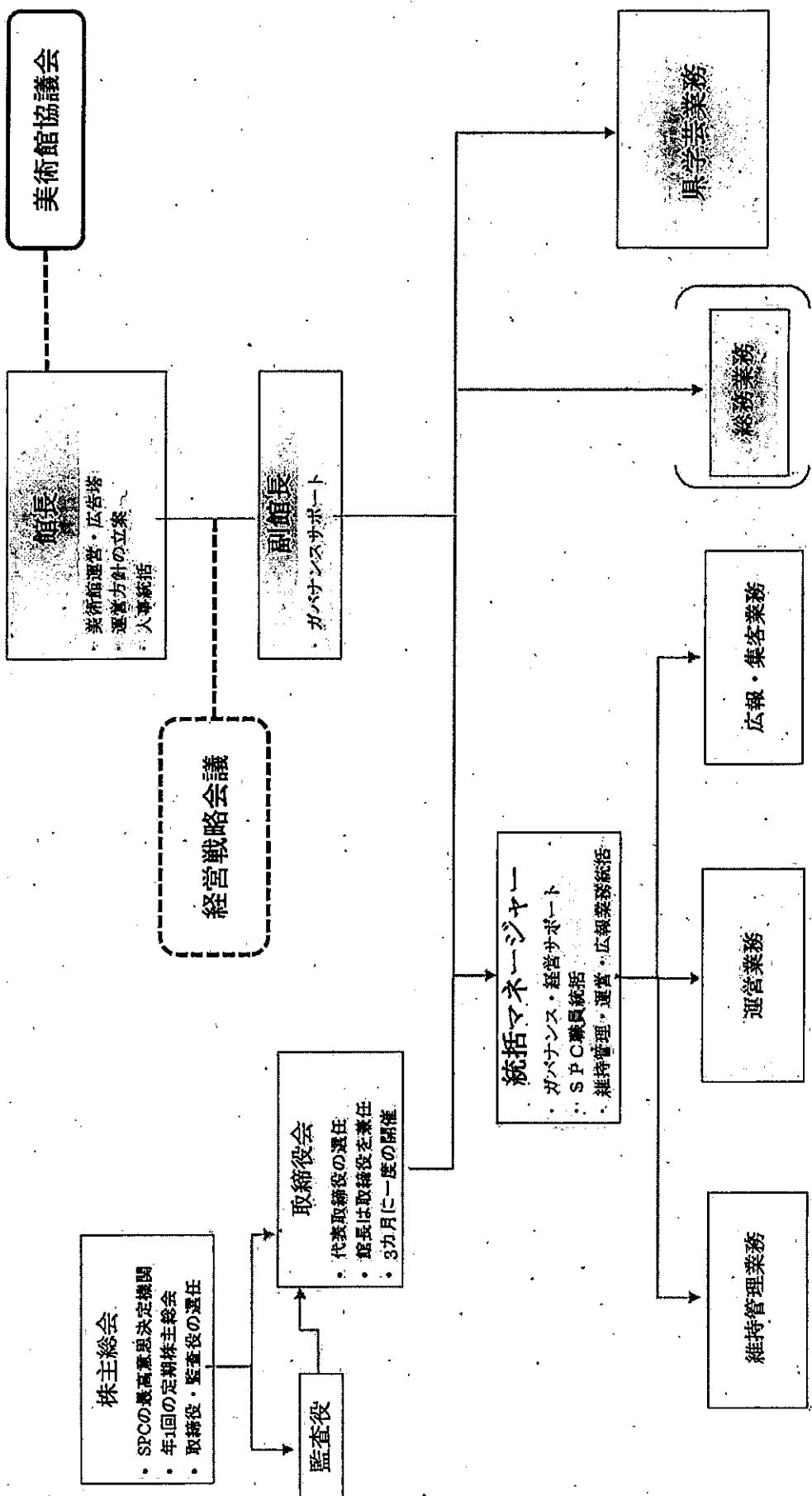
- ・ 県主導の美術館運営が行われる際、運営方針の意思決定を適切に行うための助言やコンサルタント機能（経営分析・情報提供等）を行う。
- ・ 美術館運営に際して、能動的・主体的に民間のノウハウを提供する。

## 3. PFI事業者は美術館運営に関して、完全なサポート機能を徹するケース

- ・ 県主導の美術館運営に関して、運営方針の意思決定には関与せず、資料作成や情報収集等を行うなど、完全にサポート機能として運営に関与する。
- ・ 美術館運営に際して、受動的・客観的に民間のノウハウを提供する。

弱

# 美術館運営における実施体制(イメージ)



## 本事業における特定事業の構造

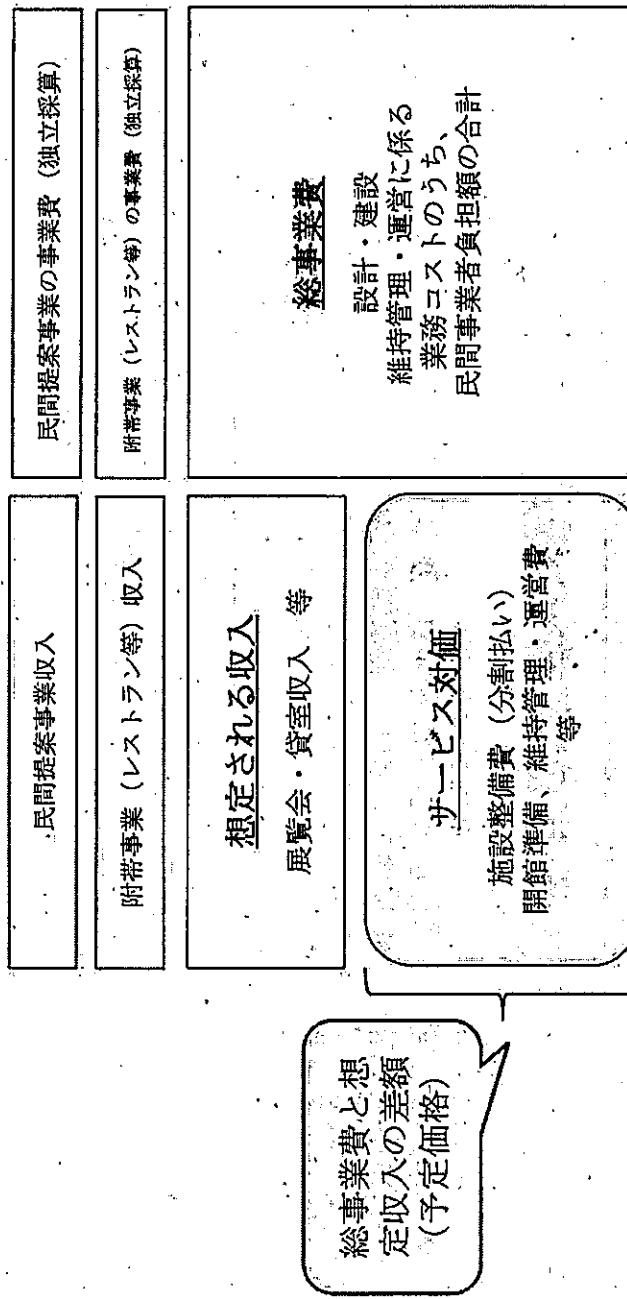
- ✓本事業は、要求水準を定める「必須事業」及び、事業者による提案を求める「任意事業」に区分される。
- ✓必須事業及び任意事業はそれぞれ、美術館運営における「本来事業」と美術館を運営することに伴い附帯して生じる「附帯事業」に区分される。
- ✓以下、各業務を例示しているが、任意事業に関する事例としては事業者提案に拠る業務となる。

美術館 本来事業	附帯事業
必須事業 要求水準で求める本来事業 (施設整備、維持管理及び運営)	要求水準で求める附帯事業 (レストラン・カフェ、ミュージアムショップ等)
任意事業 自主事業 (ユニークベニュー等)	民間提案事業 (グッズ開発、インターネット販売、広場でのイベント開催等)

\* [――――] : 県が支払うサービス対価の対象範囲

## サービス対価の算定に関する基本的な考え方

- ✓ 本事業は、庁舎等をはじめとするPFI事業と同様に、県が発注する業務に係る要求水準を満たすことを条件に、事業者に対して、サービスを購入した対価を支払うこととなる。
- ✓ 他方、庁舎等の公共施設とは異なり、本事業では、美術館運営を行うことにより一定の収入が生じることから、当該収入を事業者が指定管理者として收受することとし、その分だけ、サービス対価を差し引いてPFI事業者に支払うことを予定している。
- ✓ この点、本事業は、PFI事業におけるサービス購入型及び独立採算型の中間である混合型事業となる。
- ✓ 上記を踏まえ、本事業においては以下に示すような形で算出することを予定している。  
(但し、前ページに示す附帯事業及び任意事業については独立採算とし、サービス対価を構成しない)



## マークシットサウンディング実施要領（案） ～基本スキームに関する民間事業者の質問・意見を必要に応じて反映～

対話型の市場調査をいい、県が進めている実施方針等の作成に際し、より良い事業としていくため、また、民間事業者に引き受けでもらうための意見や条件等を広く募集し、必要に応じて実施方針等に反映することを目的として下記要領にて実施する。

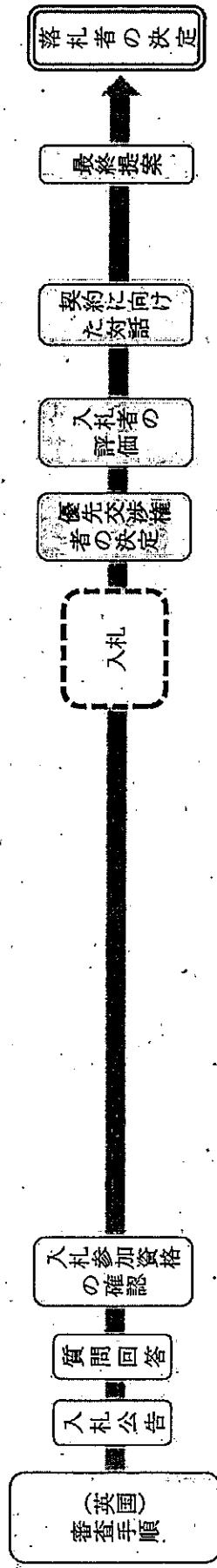
### マークシットサウンディング概要

- (1) 参加事業者の取扱い
  - ・参加事業者の名称は公表しない。  
・マークシットサウンディングへの参加実績は審査に一切影響を与えない。
- (2) 提案内容の取扱い
  - ・マークシットサウンディング、意見・提案内容は、実施方針、要求水準書案等の条件を検討する際の参考とするが、条件に必ず反映されるものではない。
- (3) 費用負担
  - ・マークシットサウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担。  
(鳥取県内でのみ実施を予定)  
・質問に対する回答  
平成31年1月前半
- (4) 資料の取扱い
  - ・誓約書の提出を条件とする開示資料（守秘義務対象資料）に含まれる情報は、業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、事業に重要な影響を与えることから、その守秘が必要となること、並びに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないこと及び情報開示先が示されることを条件に任意に情報提供を受けているものであることを予め理解を促す。

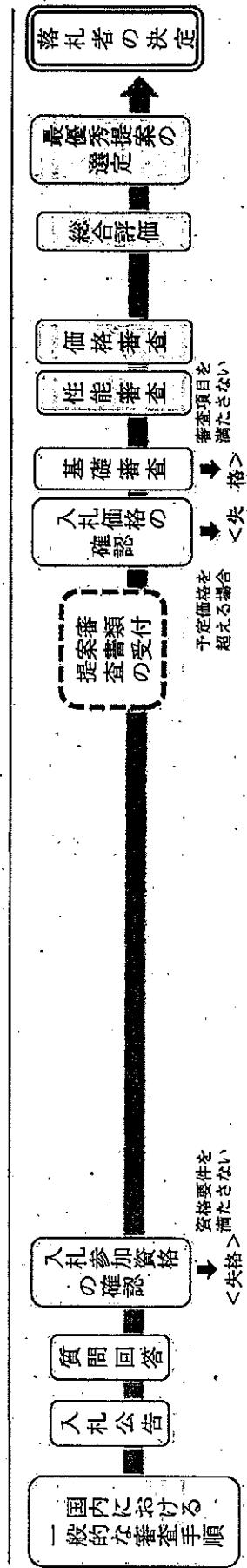
### 実施スケジュール想定

- |                         |                                  |
|-------------------------|----------------------------------|
| ・参加申請書の受付<br>平成30年12月中旬 | ・参加申請者への守秘義務対象資料の提供<br>平成31年1月上旬 |
| ・質問受付<br>平成31年1月前半      | ・質問に対する回答<br>平成31年1月後半           |
| ・意見書の受付<br>平成31年2月前半    |                                  |

事業者選定方法について～とつとり美術館方式の誕生～  
国内外で様々な審査基準がある中で、基本計画実現に向けて最もふさわしい事業者を選定するべく、本事業では「とつとり美術館方式」を採用



✓ 英国でPFI制度が導入されて以降実施されてきた交渉手続方式の審査手順では、入札後に入札者の評価、対話、最終提案のプロセスを経て、事業の財政面での枠組が決定するが、この方式はわが国の会計法上認められない。

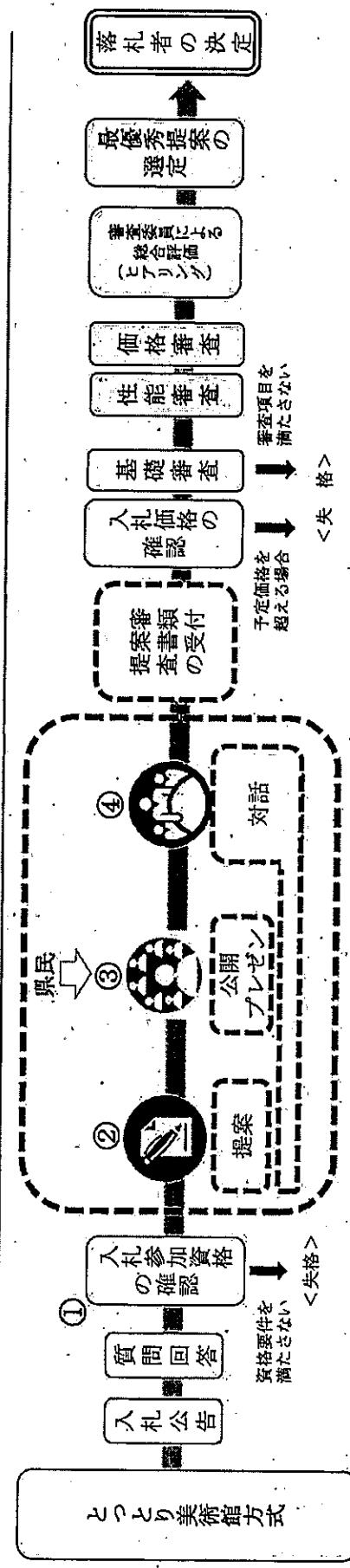


✓ わが国における一般的な審査手順に添った場合、提案書類の受付までに発注者の求めめる要求水準の内容や意図が明確に伝わらず、契約時の認識の不一致からくる齟齬が生じるなど、より実効的な事業の実施に向けた柔軟な交渉が行えない等の課題も指摘されている。

## 事業者選定方法について～「とつとり美術館方式」～

- ✓ 県が求める「未来をつくる美術館」を実現するには、要求水準の意図が伝わっているのかを確認し、認識の不一致からくる齟齬を回避していくことが必要。
- ✓ 県民に「未来をつくる美術館」の大枠の方向性を示すなど、コミュニケーションを図りながら進めることが重要。

⇒ 未来をつくる美術館」にふさわしい事業者提案を求めるために、提案審査書類の受付前に、事業者の理解を促すプロセスとして、「とつとり美術館方式」を採用。（審査は行わない。）



※①～④の間も随時対話を実施

- ✓ ①～④では審査を行わず、県の美術館整備運営事業にふさわしい提案を求めるために事業者の理解を促すプロセスとなる。
- ✓ ①～④を踏まえたうえで、⑥入札及び企画提案書の提出を求め、提案内容を審査し評価する。
- ✓ 整備業務に係る意匠性、維持管理業務も見据えたコストコントロール、運営業務で求められる事業目的の実現、これら全てを求められる美術館PFI事業のモデルケースとして、事業者選定方法を工夫する全国初の「とつとり美術館方式」を採用。

## ① 参加資格の検討について（方向性）

- ✓ 「未来をつくる美術館」を実現するため、建築の意匠性や美術館運営等について、豊富な経験・実績を有する事業者のノウハウを活用していくことが求められる。
- ✓ 本事業の場合、独立採算となる業務がPFI事業の範囲に含まれることから、リスク負担可能な事業者の参画も必要となることが想定される。

✓ 本事業はWTO政府調達案件に該当することが想定される。

(⇒事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。)

✓ 鳥取県産業振興条例に基づく、県内事業者の参画への配慮が必要。

鳥取県PPP/PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針（平成30年度 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議：H30・11・20）

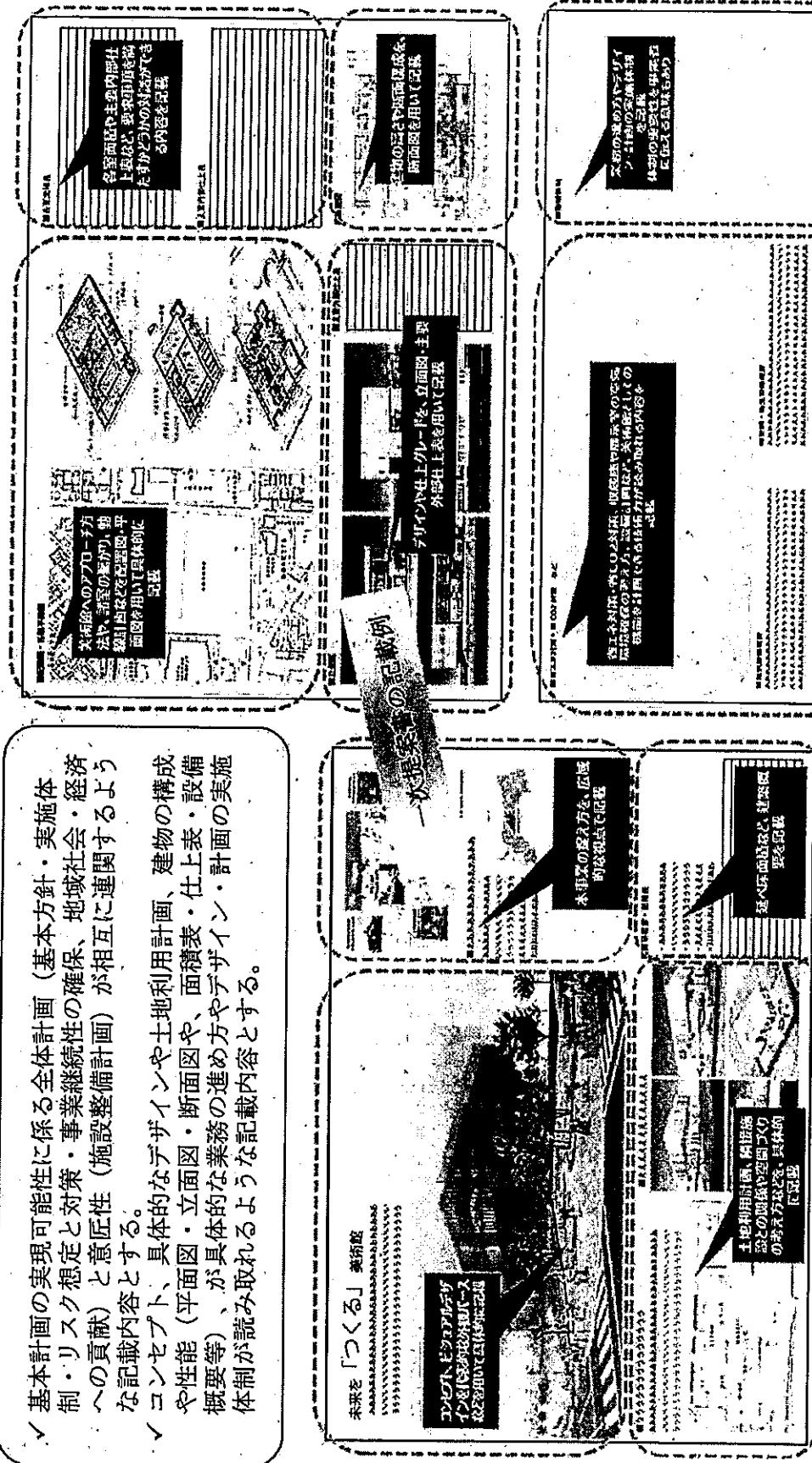
別紙●のとおり



総合的に勘案しながら、本事業における参加資格要件の検討を進める。

## ②一次提案について

- ✓ 基本計画の実現可能性に係る全体計画（基本方針・実施体制・リスク想定と対策・事業継続性の確保、地域社会・経済への貢献）と意匠性（施設整備計画）が相互に連関するような記載内容とする。
- ✓ コンセプト、具体的なデザインや土地利用計画、建物の構成や性能（平面図・立面図・断面図や、面積表・仕上表・設備概要等）、が具体的な業務の進め方やデザイン・計画の実施体制が読み取れるような記載内容とする。



### ③公開プレゼンテーション

#### ④競争的対話について

- ✓ 県民と「つくる」というコンセプトを実現するため  
に公開プレゼンは事業者選定に重要な要素となる。
- ✓ 二段階の選定プロセスを想定するうえで、公開プレゼンテーションの開催は、提案者による内容の大幅な変更を自律的に抑制する効果もある。
- ✓ 現時点における公開プレゼンテーションの概要は以下の通り。

- ✓ どつとり美術館方式による事業者選定プロセスでは、事業者から、より良い提案を行ってもらう観点より、競争的対話を複数回実施する。
- ✓ 建築に関しては県の當緒部門が、美術館運営に関する学芸員が各々対応することで、要求水準の解釈について県側及び提案者側との認識の乖離を防ぎ、事業者選定後の円滑な契約交渉及びPF1事業の実施を目指すこととする。

公開プレゼンテーションの開催概要（案）	
参加者（競争相手による傍聴）	認める
出席者（県民等）による質問	行わない（プレゼンを聞く場）
審査員の出席	有り
審査について	実施しない（質疑応答も行わない） ※非公開の競争的対話（第1回）を同日実施
場所	倉吉パークスクエア内施設を予定
実施時期	第一次提案書提出期限後後速やかに実施

要検討項目	バージョン
審査委員の参加	審査員は出席せず、概況報告を行うことを想定
県庁対応者	担当部局のほか学芸員及び當緒部門も参加を想定
実施場所	県庁（県立博物館）内に於いて
質問・協議内容の共有	共通事項につき応募者に共有することを想定
実施回数	複数回を想定
実施時期	第1回：公開プレゼンテーション開催日（予定） 第2回以降：検討期間を十分に確保したうえで実施

## 提案審査書類の提出と審査及び評価 ～基本計画に基づき審査及び評価するべき項目を検討へ

### 魅力あるデザイン性の確保

- ✓ 美術館自体の魅力向上、集客力強化の要素となるデザイン性の確保
- ✓ 学芸員や利用者が使いやすく、来場者の居心地の良い空間の実現

### 美術館のコンセプトである「つくる」 美術館運営への期待

- ✓ 鳥取モデルとなる新しい官民連携手法による美術館運営
- ✓ 地域経済・社会に貢献する美術館
- ✓ 県民参加による県民立美術館を実現

### 予算の制約を踏まえた適切なコスト

- ✓ ライフサイクルにわたる自律的コストコントロールの追求
- ✓ 事業費の制約の中での良い事業の見極め

### 多様な目的・制約を踏まえた これまでのPFI事業における 事業者選定プロセスの確立と 真のPFIの実現

- ✓ とつとり美術館方式による新たな  
事業者選定手法を採用
- ✓ 意匠性を重視しつつ基本計画の実現をめざすための事業者選定方式
- ✓ 美術館PFIの先駆けとなるモデルケース

## 提案審査について ～本事業における評価項目案について～

⇒参考資料4-1 福岡市美術館リニューアル事業落札者決定基準  
 ⇒参考資料4-2 福岡市美術館リニューアル事業審査評議会

	提案内容	評価のポイント	配点
1. 全体計画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 基本方針</li> <li>▶ リスク想定と対策</li> <li>▶ 事業継続性の確保</li> <li>▶ モニタリング</li> <li>▶ 地域経済・社会への貢献</li> </ul>		
2. 業務計画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 業務実施体制</li> <li>▶ 設計業務の実施体制</li> <li>▶ 業務工程計画</li> </ul>		
3. 施設設計画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設全体（全体配置、建築計画、意匠性、構造、電気設備、機械設備）</li> <li>▶ 展示・収蔵計画（動線設計、企画案、諸室の運営、常設展開催）</li> <li>▶ 各機能（諸室、展示機能、創造系・支援系機能、交流機能、外構計画）</li> </ul>		
4. 維持管理計画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設の維持管理計画（建築物の機能・性能保持、利用者の快適性、空調、環境衛生への取組方針、セキュリティの確保）</li> <li>▶ 建築計画を踏まえたコスト管理方針提案</li> </ul>	次回審査会で 協議（予定）	
5. 運営計画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 開館準備業務に係る提案</li> <li>▶ 運営業務に係る提案（実施体制、人材、利用者対応、諸室運営、展覧会業務への取組み、広報、集客のための取組方針）</li> </ul>		
6. 附帯・任意事業に係る計画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ レストラン・カフェ、ミュージアムショップに係る運営計画、收支計画</li> <li>▶ その他任意事業に関する提案</li> </ul>		
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 美術館のアプローチにおける空間の魅力づくり</li> <li>▶ 周辺施設、県内他館との連携に関する提案</li> </ul>		

## PPP／PFI手法導入にかかる地元企業への配慮

H30 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議資料(H30.11.20)

### ■背景

○本県では、平成28年3月に「鳥取県PPP／PFI手法活用の優先的検討方針」を策定し、従来型手法(県の直営実施)に優先してPPP／PFI手法を検討することとしている。

【導入済】 鳥取空港

【検討・導入手続中】 美術館、発電施設、西部総合事務所新棟 等

○PFI事業等の場合、従来の公共施設整備・運営事業と比較して、経営力・技術力・資金力等が求められ、他都道府県の事業では、県外事業者が事業主体の中核となる事例が多い。

○県議会での議論や鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえ、本県のPPP／PFI事業において、県内事業者の事業参画を促進しながら、一定の確保を図る必要がある。

➡ 「鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」の制定を検討

1

## PPP／PFI手法導入にかかる地元企業への配慮

### ■鳥取県PPP／PFI手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針

#### 骨子案

##### 1 県内事業者のノウハウ取得に向けた支援

県が設置した「地域プラットフォーム」が主体となってセミナーを開催し、PPP／PFI事業に関するノウハウの取得を促進するとともに、事業の検討段階から情報共有を行う。  
(H30.8 鳥取県PPP／PFI推進地域プラットフォームを設立)

##### 2 事業者の公募条件

PPP／PFI手法(指定管理者制度を除く)を導入する場合の事業者の公募にあたっては、WTO政府調達案件に該当しない案件は、原則として特定目的会社(SPC)に県内事業者(鳥取県産業振興条例第8条第2項にいう県内事業者)を含めて構成することを公募条件とする。

##### 3 SPCの発注等

- ・WTO政府調達案件に該当しない場合、原則としてSPCは下請負について、公共工事の入札応募条件の事業規模別の事業者の資格要件を参考とし、県内事業者又は県内に事務所を置く事業者に発注すること。
- ・WTO政府調達案件への該当の有無に関わらず、SPCは工事及び委託業務の発注並びに物品等の調達に当たっては、県内事業者を活用するよう努めること。

##### 4 事業者選定における地域産業振興に対する評価

WTO政府調達案件にあっても、事業者選定の審査において、SPCへの県内事業者の参画や県内事業者の活用など、地域産業の振興又は雇用の確保につながる内容を加点評価項目とする。



鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業  
実施方針（素案）

平成●年●月

鳥取県

\*本資料の内容は現時点におけるものであり、今後、事業者との対話を通して変更となる場合がありますのでご了承ください。

また、未定稿であるため、本資料の取扱いについては十分ご留意ください。

## 目次

I. 特定事業の選定に関する事項	1
II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	9
III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	10
IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
VIII. その他特定事業の実施に関し必要な対応	20
別紙1. 本事業における特定事業の構造	21
別紙2. リスク分担表（案）	22
別紙3. 利用料金の体系	27
別紙4. 事業者として付保すべき保険の条件	28
別紙5. マーケットサウンディング	29

県は、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、PFI法に基づく事業として実施することを予定している。

<定義集>

県	鳥取県をいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
美術館	鳥取県立美術館（仮称）をいう。
県博	鳥取県立博物館をいう。
基本構想	鳥取県立美術館整備基本構想をいう。
基本計画	鳥取県立美術館整備基本計画をいう。
事業者	本事業の実施に際して県と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
要求水準書（案）	鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業業務要求水準書（案）（平成●年●月公表）をいう。
入札説明書等	本事業の公募時に県が公表する書類一式で、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、基本協定書（案）、様式集等をいう。
指定管理者	県議会の議決を経て県が正式に指定した、美術館の指定管理を行う者をいう。
審査会	鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）をいう。
入札参加者	本事業への参加を希望する1社または複数の法人から成る者であって、第一次提案審査書類を提出したものをいう。
落札者	入札後、審査会の意見を受けて、県が本事業の事業契約の締結を予定する者として決定した入札参加者をいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に県が公表する書類一式で、実施方針及び添付資料をいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、特別目的会社に出資を行うものをいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わないものをいう。
応募法人	入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者をいう。
事業予定者	落札者であって、県と直接協定を締結したものをいう。
融資予定者	金融機関等からの融資がある場合の事業予定者をいう。
参加資格確認基準日	入札参加資格審査書類を含む第一次提案審査書類の受付締切日をいう。
機構	株式会社民間資金等活用事業推進機構をいう。

## I. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 特定事業の事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業

#### (2) 事業の対象となる公共施設の名称

鳥取県立美術館（仮称）（以下「美術館」という。）

#### (3) 事業の対象となる公共施設の管理者

鳥取県知事 平井 伸治

#### (4) 事業の目的

鳥取県立博物館（以下「県博」という。）は、県民の教育及び文化の発展に寄与するための施設として、鳥取城跡内に自然、歴史・民俗、美術の3分野を有する総合博物館として昭和47年10月に開館し、鳥取県の自然、歴史・民俗、美術等について、展示、講演、体験活動などにより、県民が楽しく学び、感動を覚えるような「魅力ある県立博物館」を目指して運営されてきた。

一方、開館から40数年が経過し、施設の老朽化による不具合や収蔵スペースの不足が顕著となってきたため、県教育委員会では、県博の現状分析や課題の洗い出し、そしてその解決方法を検討するとともに、県政参画電子アンケートの結果等を踏まえ、美術分野を新たに整備する施設（美術館）に移転するとの方針を決定し、「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」において、美術館を整備する場合における基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地条件、運営体制等について議論が重ねられ、平成29年3月に基本構想が取りまとめられた。

また、基本構想を起点として美術館に必要な機能、施設設備、事業運営について具体化する基本計画の検討が行われ、「人をつくる」、「まちをつくる」、「県民がつくる」の活動が展開される「未来を『つくる』美術館」をコンセプトに掲げ、そのために必要な機能と主な事業展開、施設整備計画及び基本計画の実現に向けた取組等を盛り込んだ基本計画が、平成30年7月にまとめられたところである。

新しい美術館は、県博が蓄積した作品や人的ネットワーク等を着実に引き継ぎ、社会教育施設として、県民の宝である収集した美術作品を適切に守り次世代に伝えるとともに、こうした作品をはじめとした国内外の優れた美術作品の企画展示及び県内美術創作者等の発表機会の場であることをはじめ、特に、次代を担う子どもたちの想像力・創造性を育むための「美術を通じた学び」の支援を目的とした「美術ラーニングセンター機能」や、県内の美術館等と連携して、県内どこでも美術館のサービスが享受できる環境

づくりを特色としながら、美術館としての中心的な役割を展開していくこととしている。

さらに、来館するすべての利用者が、くつろぎや居心地のよさを感じながら幅広い「楽しみ」を享受できる場所となることやユニークベニューなど美術館の持つ特別感や鳥取県らしい情緒を味わう空間を提供することで、賑わいづくりや街づくりに貢献していくことを積極的に展開していくこととしている。

本事業は、民間活力やノウハウを活用することで、美術館の整備、維持管理及び運営を効果的・効率的に実施するとともに、地域・学校・県民との連携協働を進め、地域資源・周辺施設との連携協力による賑わいづくりや街づくりに貢献していくことで、さらなる美術館の魅力の向上を図り、「未来を『つくる』美術館」を実現することを目的として、PFI方式により実施しようとするものである。

#### (5) 美術館の位置づけ

##### ①本施設の法的位置づけ（予定）

- 鳥取県立美術館（仮称）条例により地方自治法第244条第1項に定める公の施設として設置される予定である。
- 博物館法第10条の規定により登録を受けた同法第2条に規定する博物館となる予定である。
- 文化財保護法第53条ただし書きに規定する公開承認施設となるのに必要な施設要件を兼ね備えた美術館整備、維持管理運営を行う方針である。

##### ②本施設の基本的性格

基本計画における本施設のコンセプトは、「未来を『つくる』美術館」であり、いろんな「つくる」で「とつとりのアート」の「むかし」「いま」そして「みらい」をつむぐことを目指している。ここに、美術館の基本的性格は以下のとおりとなる。

- 人を「つくる」：～さまざまひととともに成長する美術館に～
- まちを「つくる」：～まちや地域とつながり、まちとともに成長する美術館に～
- 県民が「つくる」：～県民の手による県民が身近に感じられる美術館を～

#### (6) 事業の内容

##### ①施設概要

事業用地：鳥取県倉吉市駄経寺町2-3-4 外

敷地面積：22,060 m<sup>2</sup>

延床面積：9,910 m<sup>2</sup>（基本計画公表時）

構造：● ● ● ●

開館年：2024年度中（予定）

②事業方式

本事業は、PFI法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、県に施設の所有権を移転した後、維持管理及び運営業務を行う方式（BTO：Build-Transfer-Operate）とする。

③事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から2040年3月31日までとする。

④事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。なお、具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

イ 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務を予定している。事業区分等については、別紙1のとおりである。

ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 備品等調達・設置業務
- (カ) 補助金等申請補助業務

イ 開館準備業務

- (ア) 開館までの施設の維持管理に関する業務
- (イ) 事前広報・プレイベント企画運営業務
- (ウ) 事務所及び収蔵品等移転に伴う支援業務
- (エ) プランディング業務
- (オ) 収蔵品等情報システムの開発業務
- (カ) 展覧会準備業務

## ウ 維持管理業務

- (ア) 建築物保守管理業務
- (イ) 建築設備保守管理業務
- (ウ) 施設備品等保守管理業務
- (エ) 植栽管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 環境衛生管理業務

## エ 運営業務

- (ア) 利用者対応に関する業務
  - ・ 利用者案内等に関する業務
  - ・ 施設の貸出等に関する業務
- (イ) 美術館運営事務業務
  - ・ 常設展示に関する支援業務
  - ・ 企画展示に関する支援業務
  - ・ ポップカルチャー等の企画展示
  - ・ 教育普及等に関する支援業務
- (ウ) 広報・集客に関する業務
- (エ) 館内サービスに関する業務（附帯事業）
  - ・ ミュージアムショップ運営
  - ・ 飲食施設運営
- (オ) その他運営に関する業務

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務を除いて、県に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業に係る業務を行う上で事業者が遵守すべき制限・手続を含め、詳細な実施条件については、入札公告時に公表予定の要求水準書、事業契約書（案）を含む入札説明書等において定める。

## ii 任意事業

事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。事業区分等については、別紙1のとおりである。

### ア 自主事業

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができる。

### イ 民間提案事業（附帯事業）

事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設又は対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において、県の許可を得て、実施することができる。

## ⑤県が実施する業務

本事業のうち県が実施するものは、以下のとおりである。

### ア 施設整備業務

#### (ア) 補助金等申請業務

### イ 開館準備業務

#### (ア) 事務所及び収蔵品等移転業務

#### (イ) 展覧会準備業務

### ウ 維持管理業務

#### (ア) 清掃業務（収蔵庫内）

#### (イ) 環境衛生管理業務

### エ 運営業務

#### (ア) 美術館運営業務

##### ・美術品等の収集・保存

##### ・常設展示

- 企画展示
- 教育普及
- 県内他館連携

#### ⑥事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示すこととする。

##### ア 県からのサービス対価

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。サービス購入料の構成は以下のとおりである。

###### (ア) 施設整備の対価

本施設の整備に要する費用及び県が分割して支払うことによる割賦利息等の合計額で、事業契約において予め定める額を割賦方式により、県への本施設引渡し後、事業者に支払う。

###### (イ) 開館準備の対価

本施設の開館準備に要する費用で、事業契約において予め定める額を本施設の供用開始後に一括して事業者に支払う。ただし、●●に係る対価については、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において●●ごとに支払うことを想定している。

###### (ウ) 維持管理及び運営の対価

本施設の維持管理及び運営に要する費用について、事業者の提案金額を基に、県と事業者との間で締結する事業契約に定める額であり、県への本施設引渡し後、事業期間終了までの間、各年度において●●ごとに支払うことを想定している。

##### イ 利用者から得る収入

###### (ア) 美術館の入館料収入、展示室・貸室使用料及び手数料

※県は、事業者を本施設の指定管理者に指定し、利用料金は直接、事業者の収入とすることを想定している。その場合の利用料金については、県が条例で定める利用料金額を標準として、県の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

###### (イ) 美術館のミュージアムショップ、飲食施設の事業収入

###### (ウ) 県が事業者に販売を委託する図録、所蔵作品に係る商品等に係る販売手数料

###### (エ) 広報物やホームページを活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入、若しくは事業者の独自提案に基づいて得られた収入（任意事業）

###### (オ) 県は、事業者が提供する本事業のサービスが県の要求水準を満たしていない場合に、基本的にサービス対価を減額するものとする。

## ⑦県の収入

- (ア) 図録、所蔵作品に係る商品の販売による収入（販売は事業者に委託）  
(イ) 事業者が運営するミュージアムショップ、飲食施設等の各賃料は、鳥取県行政財産使用料条例による使用料を事業者が県に支払う。

## ⑧遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び県の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

## ⑨事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

事業契約の締結	2020年3月	
美術館の完成引渡	2024年3月	
開館（供用開始）	2025年3月	
事業期間	事業契約締結日～	●●●●
設計期間（約1.5年）	事業契約締結日～	2021年9月
建設期間（約2.5年）	2021年10月～	2024年3月
開館準備期間	2024年3月～	供用開始日
維持管理期間	完成引渡日～	●●●●
運営期間	供用開始日～	●●●●

## ⑩事業期間終了時の措置

事業期間の終了時に、事業者は、美術館を入札説明書等に示す良好な状態で引き継ぐものとする。

## ⑪実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

## 2. 特定事業の選定及び公表

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

県は、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間全体を通じた県の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。

## (2) 効果等の評価

県の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

## (3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

## II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

#### (1) 事業用地

鳥取県倉吉市駄経寺町 2-3-4 外

#### (2) 地域地区

商業地域・準防火地域

#### (3) 土地の所有

倉吉市 (●●年●●月に県が倉吉市から取得し、県有地となる予定である。)

#### (4) 敷地面積

22,060 m<sup>2</sup>

#### (5) 法定建ぺい率

80%

#### (6) 法定容積率

400%

### 2. 施設要件

美術館の要件等の詳細については、要求水準書（案）において示すとおりである。

### III. 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1. 募集及び選定の方法

本事業では、設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理及び運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)が適用される予定である。

#### 2. 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定は、以下のとおり実施することを予定している。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

##### (1) 審査会の設置

事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、審査会を設置する。なお、委員の構成は、以下のとおりである。

	氏名	役職等
委員	林田 英樹	日本工芸会理事長、元・文化庁長官、元・基本構想検討委員会会长、元・基本計画策定アドバイザリー委員会座長
委員	衣笠 幸雄	TBS テレビ社長室顧問、前・TBS サービス社長、元・基本構想検討委員会委員
委員	山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前・神奈川県立近代美術館館長
委員	佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
委員	光多 長温	公益財団法人都市化研究公室理事長、元・鳥取大学地域学部教授、元・神奈川県 PFI 事業者選定審査会常任委員
委員	堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元・鳥取環境大学教授
委員	遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長・環境学部教授(建築)
委員	根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
委員	池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化振興課長

##### (2) 事業者選定の手順

本事業では、美術館 PFI において新たな事業者選定方式(とっとり美術館方式)により、基本計画が示す事業目的の実現可能性が高い事業者を選定しうるための選定プロセスを採用する。なお、以下に示す主な 5 つのプロセスについて、①~③については、審査会による審査には該当しない。

### ①競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、県が入札説明書等に示す参加資格要件に基づき実施する。

### ②第一次提案審査書類に係る公開プレゼンテーション

県民参加型の公開プレゼンテーションを実施する。公開プレゼンテーションの詳細な実施方法については入札説明書等において示すものとする。

### ③第一次提案審査書類に係る競争的対話の実施（複数回実施）

入札及び第二次提案審査書類提出に向けて、入札参加者と県による競争的対話を複数回実施する。具体的なスケジュール及び実施方法については入札説明書等に示すものとする。

### ④入札

入札参加者は、入札説明書等に基づき、本事業に係る入札を行う。

### ⑤第二次提案審査書類に係る審査・総合評価

提案審査は、競争参加資格が確認され、公開プレゼンテーション及び競争的対話を実施した入札参加者が提出することができる第二次提案審査書類について行う。第二次提案に関しては、落札者決定基準に従い、県が入札価格の確認及び基礎審査を行うとともに、基礎審査を通過した入札参加者からの提案内容について、審査会において性能審査及び価格審査を行うものとする。

## （3）落札者の決定

県は、審査会の意見を踏まえ、落札者を決定する。

## 3. 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の選定は、以下のスケジュールで行うことを見込んでいる。なお、詳細については入札説明書等で示すこととする。

日程	スケジュール
平成31年 2～3月	実施方針、要求水準書（案）の公表
平成31年 3～4月	実施方針等説明会の開催
2019年 後半	特定事業の選定・公表
2019年 後半	入札公告、入札説明書等の公表、説明会の実施
2019年 後半	第一次提案審査書類の提出、公開プレゼンテーション
2019年 ～2020年前半	競争的対話の実施
2019年 ～2020年前半	第二次提案審査書類の提出
2020年 2020年前半	落札者の決定
2020年 2020年前半	事業契約の締結

## 4. 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、入札説明書等において示すこととする。

## (1) 実施方針等説明会の開催

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項について県の考え方の説明を行う。

説明会日時	未定
説明会会場	未定
連絡先	未定
参加申込期限	未定
参加申込方法	未定
申込先	未定
留意事項	未定

## (2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

### ①受付期限

平成 31（2019）年●月●日（●）まで

### ②受付方法

実施方針等に関する質問書（様式●）または実施方針等に関する意見書（様式●）に記入の上、●●まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

### ③公表

受け付けた質問、意見に対する回答は、県ホームページにおいて公表する。

## (3) 入札公告、入札説明書等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、入札説明書等を、県ホームページにおいて公表する。

## (4) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県ホームページにおいて公表する。

## (5) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する

## (6) 競争的対話の実施

競争的対話における事業者からの質問に対する回答は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県ホームページにおいて公表する。

## (7) 提案書類の受付

第一次提案審査書類を提出し、公開プレゼンテーション及び競争的対話を実施した入札参加者に対し、第二次提案審査書類の提出を求める。

#### (8) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに入札参加者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、入札参加者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

#### (9) 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とする。

#### (10) 事業契約の締結

県と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

#### (11) 直接協定の締結

金融機関等からの融資がある場合は、県と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容を踏まえ、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）について協議・調整し、締結することがある。

### 5. 入札参加者の構成

#### (1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

#### (2) 構成員等の明示

入札に参加しようとする企業等は、入札参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。また、構成員の中で、応募手続きを行い、かつ県との対応窓口となる1法人である代表企業についても明示しなければならない。

#### (3) 複数業務の実施

入札参加者の構成員又は協力企業が複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

#### (4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

なお、県が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

#### (5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6(3)など県がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

### 6. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査会の設置後、本事業について審査会の委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

#### (1) 共通の参加資格要件

現在検討中

#### (2) 個別の参加資格要件

現在検討中

#### (3) 参加資格要件の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ただし、以下の場合においても記載の要件を満たした場合は引き続き有効とする。

##### ①参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合

以下「応募法人」のうち、1.ないし複数の法人が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった法人（以下「残存法人」という。）のみ又は参加資格を喪失した法人（以下「喪失法人」という。）と同等の能力・実績を持つ新たな法人を構成員又は協力

企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を県に申請し、提案審査書類の提出日までに県が認めた場合。

ただし、残存法人のみで入札参加者の再編成を県に申請する場合は、当該残存法人のみで入札広告に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要である。

なお、当該申請では、喪失法人が行う予定であった業務を代替する法人の特定や、喪失法人が代表企業であった場合の新たな代表企業の特定も行うこととする。

## ②提案審査書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記①と同様とする（なお、「提案書の提出日までに県が認めた場合」は、「落札者決定日までに県が認めた場合」に読み替える。）。ただし、応募法人のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

## 7. 特別目的会社の設立等

- (1) 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、鳥取県内に設立するものとする。
- (2) 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会、監査役及び会計監査人を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 特別目的会社は、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業以外の事業を兼業することはできない。
- (4) 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。ただし、建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については、県の事前の承諾をもって認めるものとする。

## 8. 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、県は、事前に、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者と協議した上で、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、県による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案事業者が負うこととする。

## IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. リスク分担の方法

#### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、県と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者とのリスク分担は、原則として別紙2によることとする。具体的な内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

#### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

県又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、県及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

### 2. 業務品質の確保

#### (1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準は、要求水準書(案)として提示する。

#### (2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書(案)において示す。

#### (3) 事業の実施状況のモニタリング

県は、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約において定めるものとする。

#### (4) モニタリング結果に対する措置

県は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計・建設、開館準備、維持管理及び運営の水準が県の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

## V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、県と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

### 2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、県及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

### 2. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、事業契約の定めところにより、県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、モニタリングに基づく改善指示を受けたにもかかわらず、一定期間の間に是正が認められない場合、その他 PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号のいずれかに該当した場合には、県は、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、事業者は、県に対して、事業契約に定める違約金を支払うとともに、通常生ずべき損失を補償しなければならないものとする。

#### (2) 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

県において、他の公共の用途に供すること、その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合には、県は、事業者に対し、6か月以上前に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

その場合において、県は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

また、事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は事業契約の履行が不能となった場合等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、事業契約を解除することができる。

その場合において、県は、事業者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

#### (3) 不可抗力等により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力、特定の法令変更等により、本事業の継続が困難となった場合には、県又は事業者は、事業契約を解除することができる。

この場合において、相手方に生じた損失の補償については、事業契約に基づき、県及び事業者が協議して定めるものとする。

#### (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援

財政上及び金融上の提案については、当該提案を作成した、本事業への参加を希望する者が自らのリスクで実行することとし、県は事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

### 3. 機構の出融資の取扱いについて

本事業は、機構の出融資制度の対象事業であり、本事業への参加を希望する者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、本事業への参加を希望する者が、機構による事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、機構は、当該本事業への参加を希望する者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、県は、機構の出融資を確約するものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、民間事業者が応募に際して、直接、機構に問い合わせを行うものとする。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構  
電話番号(代表) 03-6256-0071

### 4. その他の支援に関する事項

県は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力をを行うものとする。

## VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 2. 応募等に関する費用負担

応募等に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

### 3. 情報公開及び情報提供

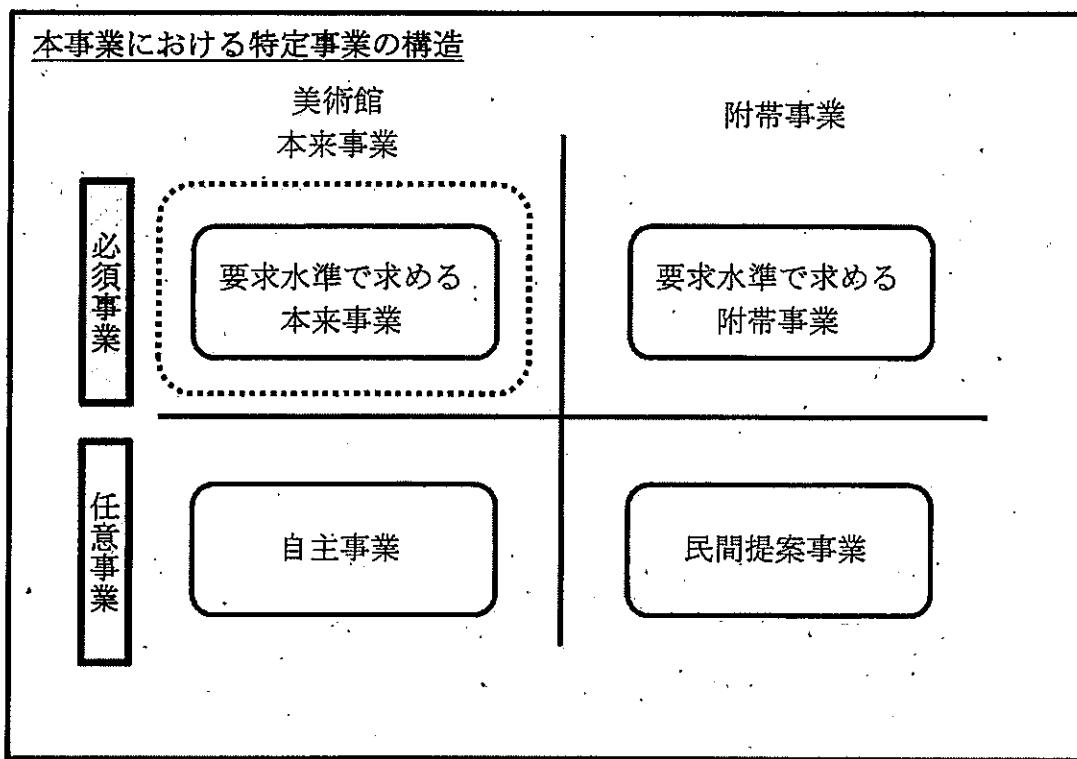
本事業に関する情報は、適宜、県ホームページにおいて公表する。

### 4. 問い合わせ先

場 所：鳥取県立博物館美術館整備準備室  
住 所：〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124  
電 話：0857-26-8042  
F A X：0857-26-8041  
電子メール：hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

別紙1. 本事業における特定事業の構造

本事業における特定事業の構造は以下のとおりである。



：サービス対価算定の範囲

**別紙2. 業務分担表**

本事業の運営業務等における県と事業者の業務分担は以下のとおりである。

**現在検討中**

**参考資料3-2を参照**

別紙3. リスク分担表（案）

1. 共通

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
1	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、提示漏れによるもの	○	
2	入札リスク	入札費用の負担に関するもの		○
3	契約締結リスク	県の責めにより契約締結が遅延、中止となる場合	○	
4		事業者の責めにより契約締結が遅延、中止となる場合		○
5		不可抗力など、上記以外の理由により契約締結が遅延、中止となる場合	△	△
6	政策転換リスク	県の政策変更による事業への影響（事業の中止・中止、事業範囲の変更、縮小、拡大など）に関するもの	○	
7	住民対応リスク	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、要望への対応に関するもの	○	
8		上記以外の理由による住民反対運動、訴訟、要望、苦情への対応に関するもの		○
9	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	
10		上記以外の法令の変更・新たな規制立法の成立等に関するもの		○
11		消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	
12	税制変更リスク	本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
13		上記以外の税制変更に関するもの（法人税率の変更等）		○
14	許認可取得リスク	公共施設の管理者として県が取得するべき許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合	○	
15		業務の実施に関して県が取得するべき以外の許認可の取得が遅延又は取得できなかった場合		○
16	債務不履行リスク	県の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
17		事業者の事業放棄、破綻に関するもの		○
18		法令変更により当初予定されていた業務の継続履行が困難となり債務不履行が生じる場合	○	
19		事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの		○
20	環境リスク	設計・建設・維持管理・運営上の環境への悪影響		○
21	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由（県の提示条件・指示に起因する損害）による賠償	○	
22		事業者の責めに帰すべき事由（設計・建設・維持管理）による損害の賠償		○
23	物価変動リスク	一定以上の急激な物価変動によるコストの変動に関するもの	△	○
24	金利リスク	基準金利確定前の金利変動に関するもの	○	
25		基準金利確定後の金利変動に関するもの		○
26	資金調達リスク	県が調達すべき資金の事業資金調達に失敗した場合	○	
27		事業者が調達すべき資金の事業資金調達に失敗した場合		○
28	不可抗力リスク	災害対策基本法に定める天災等によるもの	○	
29		戦争、内乱、外国の侵略、暴動、テロ、放射能汚染等の被害に関するもの	○	

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
30	知的財産権侵害リスク	本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した著作物等が第三者の知的財産者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○

## 2. 調査設計段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
31	測量・調査リスク	県が実施した測量、調査等に不備があった場合	○	
32		事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
33	設計変更リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
34		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
35	着工遅延リスク	県の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
36		上記以外の要因によるもの		○

## 3. 建設段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
37	地中障害物処理リスク	与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの	○	
38		上記以外の場合地中障害物に関するもの		○
39	電波障害発生リスク	通常予見可能なもの	○	
40		県の指示・変更による場合	○	
41	完工遅延リスク	埋蔵文化財による工事遅延の場合	○	
42		上記以外による完工遅延の場合		○
43	工事費増減リスク	県の指示による工事費の増減の場合	○	
44		県の指示以外による工事費増大の場合		○
45	性能リスク	要求水準に不適合の場合		○
46	一般的損害リスク	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
47	工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生した場合		○
48	工法リスク	予見不可能な技術工法等の欠陥が生じた場合		○

## 4. 維持管理・運営段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
49	所蔵品管理リスク	地震等天災による場合	○	
50		所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、県の責によって盗難・毀損した場合	○	
51		所蔵品が、他館等への貸出によって館外にある場合に、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
52		所蔵品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責によって館外で盗難・毀損した場合		
53	預託品管理リスク	寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、地震等天災により自館の施設内で毀損した場合	○	

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
54		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、県の責によって盗難・毀損した場合	○	
55		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、自館の施設内で、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
56		寄託・継続借用により一定期間管理している他の所有者の所蔵品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責によって自館の施設内で盗難・毀損した場合		
57	展示品管理リスク	他館から借り受けて展示している展示品が、地盤等天災により自館の施設内で毀損した場合	○	
58		他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、県の責によって盗難・毀損した場合	○	
59		他館から借り受けて展示している展示品が、自館の施設内で、事業者の責によって盗難・毀損した場合		○
60		他館から借り受けて展示している展示品が、運送業者・作業員等、県・事業者以外の責によって自館の施設内で盗難・毀損した場合		
61	施設利用者変動リスク	施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスク（独立採算事業を除く）	○	△ ※1
62		施設利用者数の変動による支出の増減に関するリスク（独立採算事業を除く）	○	○
63		独立採算事業（レストラン及びミュージアムショップ等）の利用者数の変動による収入・支出の増減に関するリスク		○
64	利用者対応リスク	運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に関するもの		○
65	情報漏洩リスク	県の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出	○	
66		事業者の責に帰すべき個人情報や守秘義務情報の外部流出		○
67	自主事業リスク	要求水準書に記載された以外の事業者の自主事業の不振・事業計画不履行		○
68	施設瑕疵リスク	県が修繕・設置した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合	○	
69		事業者が修繕・設置した施設・設備の瑕疵が、事業期間中に発見された場合		○
70	施設・設備修繕リスク	施設・設備の劣化に対して、県が実施すべき適切な改修等を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷		○
71		施設・設備の劣化に対して、事業者が実施すべき適切な改修等を実施しなかったことに起因する施設・設備の損傷	○	
72		要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担		○
73		修繕費が予想を上回った場合		○
74	維持管理リスク	県の指示による業務内容の変更による使用調整に起因するもの	○	
75		事業者の責に帰すべき事由による事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費の増大に関するリスク		○
76		上記以外の要因によるもの（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるもの）	○	
77	施設及び什器・備品の損傷リスク	施設改修時に第三者に損害を与える場合		○
78		第三者による故意又は重過失による施設の損傷	○	
79		第三者の過失等による施設の損傷		○
80		第三者による故意又は重過失による火災	○	
81		第三者の過失等による火災		○
82		什器・備品の瑕疵に起因する損傷		○

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
83		通常劣化による施設及び什器・備品の損傷		○
84		要求水準の不適合に関するもの（維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合）		○
85	事故リスク	県が行う業務に関する事故等に起因するもの又は県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
86		事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は県の責めに帰すべき事由によるもの		○
87	技術革新リスク	想定しない技術革新による伴う施設・設備の陳腐化のうち、県の指示により発生する増加費用	○	
88		上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		○

※1 必須事業であって、県が要求水準で求める美術館の本来事業の場合に適用する。

## 5. 事業の終了

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
89	事業の中途終了リスク	事業継続の必要性がないと県が判断する場合	○	
90		県の債務不履行に起因する事業者との契約解除	○	
91		事業者の債務不履行に起因する事業者との契約解除		○
92	引継ぎリスク	実施契約期間満了時の業務の引継ぎに関するリスク		○
93	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
94	移管手続リスク	事業の終了（移管）手続きに関する諸費用の増加に関するもの及びSPCの精算手続きに伴うもの		○

### 別紙3. 利用料金の体系

現時点では、以下の内容を想定している。

		利用料金
入館料	常設展	県が定める鳥取県立美術館（仮称）条例による。
	企画展	内容に応じて展覧会ごとに別途設定する。
施設使用料	会議室等	県が定める鳥取県立美術館（仮称）条例による。
駐車場、駐輪場		無料

(参考) 他館常設展入館料 (単位: 円)

所在地	館名	一般	大学生	高校生
鳥取県内	鳥取県立博物館	180	無料	無料
	倉吉博物館	210	100	100
	米子市美術館	320	無料	無料
	伯耆町立写真美術館	900	500	500
	日南町美術館	200	200	100
中国地方	島根県立美術館	300	200	無料
	島根県立石見美術館	300	200	無料
	岡山県立美術館	350	250	無料
	広島県立美術館	510	310	無料
	山口県立美術館	300	200	無料
	山口県立萩美術館・浦上記念館	300	200	無料
近年開館	秋田県立美術館	310	210	無料
	大分県立美術館	300	200	200
	富山県美術館	200	160	無料

#### 別紙4. 事業者として付保すべき保険の条件

##### 1. 施設賠償責任保険

###### ア 保険種別

施設賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

###### イ 保険内容

本施設の使用、管理及び本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

###### ウ 付保条件

- ・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- ・保険期間：運営開始日から実施契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合でも良い。
- ・保険契約者：事業者
- ・被保険者：県、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ・事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ・保険金額：
  - 対人：1億円／1名、10億円／1事故以上
  - 対物：2,000万円／1事故以上

##### 2. 第三者賠償責任保険

###### ア 保険種別

第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

###### イ 保険内容

本施設の使用、管理の欠陥に起因して派生した第三者（県職員、来館者、通行者、近隣住民等を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。なお、維持管理・運営期間中の他の保険と一体となった保険としても差し支えない。

###### ウ 付保条件

- ・担保範囲：本事業の契約対象となっているすべての施設を対象とする。
- ・保険期間：運営開始日から実施契約の終了日までの全期間とする。なお、1～3年程度の期間ごとに更新を行う場合も可能とする。
- ・保険契約者：事業者とする。
- ・被保険者：県、事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負者とする。
- ・事業者、維持管理企業及び運営企業（下請負者を含む。）とその他の被保険者相互間の交叉責任担保とする。
- ・保険金額：
  - 対人：1億円／1名、10億円／1事故以上
  - 対物：2,000万円／1事故以上

## 別紙5. マーケットサウンディング

### 1. 実施方針（案）に関する質問及び意見の受付

実施方針（案）に関する質問及び意見等の受付を、下記の要領にて行う。

#### （1） 対象者

実施方針（案）に関する質問を行うことができる者は、本事業の事業主体として関心及び意欲を有する法人とする。

#### （2） 関心表明書の提出

実施方針（案）に関する質問提出を希望する者は、関心表明書兼守秘義務対象開示資料貸与申込書及び守秘義務の遵守に関する誓約書を電子メールで送付するものとする。

【書類様式】下記のホームページに掲載される指定様式を用いること。

<ホームページ>

【送付先】 本事業のアドバイザー業務委託先 (PwC アドバイザリ一合同会社)

<メールアドレス> : JP\_Adv\_Tottori\_museum@pwc.com

【提出期間】 平成30年●●月●●日（●）から平成30年●●月●●日（●）

#### （3） 守秘義務対象開示資料の貸与

関心表明書を提出済の法人に対して守秘義務対象開示資料を電子メールで送付する。

【送付日】 平成30年●●月●●日（●）

#### （4） 実施方針（案）に関する質問の受付

対象者は、所定の様式に基づき質問書を電子メールで送付することができる。

【書類様式】下記のホームページに掲載される指定様式を用いること。

<ホームページ>

【送付先】 <メールアドレス> : JP\_Adv\_Tottori\_museum@pwc.com

【提出期間】 平成30年●●月●●日（●）から平成30年●●月●●日（●）

#### （5） 実施方針（案）に関する質問の回答

受け付けた質問に対する回答は、関心表明書提出済の法人すべての電子メールアドレスに送付する。

【回答日】 平成30年●●月●●日（●●）予定

【留意事項】 質問を行った法人名は記載しない。また、実施方針（案）及び貸与資料に関係のない事項等の質問に対しては回答しない。

#### （6） 問い合わせ先

場 所：鳥取県立博物館美術館整備準備室

住 所：〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2丁目124

電 話：0857-26-8042

F A X：0857-26-8041

電子メール：hakubutsukan@pref.tottori.lg.jp

## 運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC ●	県 松	県 美術	
芸芸業務(収集)	収集	収集方針の策定				○	作品資料等の収集方針を策定
		収集調査の計画及び実施				○	収集方針に基づく、作品資料等の収集のための調査活動
		購入	一般			○	作品資料等を購入
			コミッションワーク等			○	作家に制作委託し、完成した作品を購入
			二次資料や研究図書類			○	二次資料や研究図書類を購入
		美術品取得基金事務			○	○	県の美術品取得基金の事務
		寄贈対応				○	作品資料等の寄贈を受け入れ
		継続信用				○	調査研究のため、作品資料等を長期的に借用
		寄託対応				○	作品運賃料等の寄託を受け入れ
		収集評価委員会の開催				○	外部有識者による収集評価委員会の開催及び価格に関する特別評価の実施
アーカイヴ	統括(構築・管理)	統括(構築・管理)				○	所蔵資料、活動記録等に係るアーカイヴの構築、整理・管理
		アーカイブ調査・研究	アーカイブ調査・研究			○	
			個別資料調査・研究			○	
		アーカイブ収集				○	
		アーカイブ資料整理	個別資料整理			○	
収蔵作品管理システムの運用		データ更新・管理		●		○	収蔵作品管理システムの情報更新・管理
		システム検討・管理		●		○	収蔵作品管理システムの定期的な見直し
		購入・寄贈資料および図書資料の登録		●		○	収蔵作品管理システムに、作品資料等の画像及び関係情報を登録
収蔵環境管理		空気環境(温湿度)管理		●		○	作品資料等に対して、適切な空気環境を維持管理するとともに、データを収集・記録
		照度管理		●		○	県が定める照度条件を保持
		IPM	IPMマニュアルの作成	●		○	IPMマニュアル・計画を策定し、生物・環境被害を軽減
			生物モニタリング	●		○	生物モニタリングの実施
			空気環境(菌・酸等)測定	●		○	浮遊菌調査および有機酸等の空気環境測定の実施
作品貸出等		規定の策定				○	作品資料等の貸出規程の策定
		貸出・返却				○	作品資料等の貸出し及び返却
		海外貸出・返却				○	作品資料等の海外貸出し及び返却
		事故対応				○	作品資料等の貸出し中の事故対応
一般向けの図書の管理				倉吉市	○		
保存管理		収蔵庫等の清掃				○	作品資料等の保管エリア内の清掃
		焼蒸	作品資料等の焼蒸	●		○	作品資料等及び保管箱等に対する焼蒸等の処置
			収蔵庫等の焼蒸	●		○	収蔵庫等作品資料保管エリア全体の焼蒸
		資料撮影・デジタル化		●		○	作品資料等の撮影及びデジタル化
		状態・所在管理				○	作品資料等の状態点検、所在管理

運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC ●	県 教育	県 美術	
学芸業務(調査・研究)	調査・研究	作品	保存・修復	●		○	作品資料等の保存処置、必要に応じて修復
			額装	●		○	作品資料等の展示・保存のための額装
			梱包・収納		●	○	作品資料等を梱包し、収納
			複製制作		●	○	普及事業等で使用する複製を作成
学芸業務(調査・研究)	調査・研究	画像貢出(商業利用含)		● 交付		○	画像の貢出し
		著作権				○	作品資料等及び展覧会・展示にかかる著作権調査
学芸業務(展示)	共同研究					○	他館や民間の研究者との共同研究
学芸業務(展示)	常設展示	研究成果発表				○	研究成果を学会や展示、セミナー等で発表
		常設展計画		●		○	常設展の展示計画
		作品資料整備				○	展示を目的とする作品資料の修復や額装
		著作権・著作権者調査				○	著作権状況を調査
		執筆		● 翻訳		○	展示・広報・図録等に必要な文章・解説の執筆、翻訳
		デザイン		●		○	製作物のデザイン
		告知印刷物(ポスター、チラシ等)の製作		●		○	告知印刷物を製作
		出品目録、展示ガイドの製作		●		○	出品目録、展示ガイド(大人向け、子ども向け)等を製作
		図録の製作		●		○	所蔵品図録を製作(節目の年等に)
		付録				○	借用した作品資料等に保険加入
		展示・撤収作業		●		○	作品資料等の展示・撤収
		空間構成・会場施工		●		○	展示の空間構成・会場施工
		展示替		●		○	会期途中での作品の展示替え
		集荷返却(輸送)		●		○	借用する作品資料等の集荷返却(輸送)
		常設展の運営	作品資料等安全確認			○	展示作品の状態を定期的に確認
		来館者観察・対応	● 監視			○	展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり
		記録撮影				○	展示、活動状況等の記録撮影
		関連イベント		● 監査		○	常設展示に関連するイベントの開催
		音声ガイド		●		○	展示作品の解説をもとに音声ガイド化
		電子ディスプレイ		●		○	関連動画や、大量の素描、関連資料などの複数の画像を、展示のなかでディスプレイ画面やタブレット端末等で紹介
		ギャラリートーク				○	常設展示の内容を解説
		コミッショニングワーク				○	作家に制作委託し完成した作品を購入し、常設展示
企画展示	企画展計画	県主体企画展		●		○	企画展の展示計画
		SPC主体企画展		●		○	企画展の展示計画
		出品交渉・借用依頼	県主体企画展			○	企画展のために外部から作品を借用

運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC ●	県 総務	県 美術	
		SPC主体企画展		●			企画展のために外部から作品を借用
調査		県主体企画展			○		企画展にかかる各種事前調査
		SPC主体企画展		●			企画展にかかる各種事前調査
著作権・著作権者調査		県主体企画展			○		著作権状況を調査
		SPC主体企画展		●			著作権状況を調査
執筆		県主体企画展	● 翻訳		○		展示・広報・図録等に必要な文章・解説の執筆、翻訳
		SPC主体企画展	●				展示・広報・図録等に必要な文章・解説の執筆、翻訳
デザイン			●		○		製作物のデザイン
告知印刷物(ポスター、チラシ等)の製作			●		○		告知印刷物を製作
出品目録、展示ガイドの製作		県主体企画展	●		○		出品目録、展示ガイド(大人向け、子ども向け)等を製作
		SPC主体企画展	●				出品目録、展示ガイド(大人向け、子ども向け)等を製作
図録の製作		県主体企画展	●		○		企画展の図録を作成
		SPC主体企画展	●				企画展の図録を作成
ミュージアムグッズ作成			●		○		企画展内容にあわせて各種グッズを作成
付保・損害補償		県主体企画展			○		借用作品資料に保険
		SPC主体企画展	●				借用作品資料に保険
梱荷返却(輸送)		県主体企画展	●		○		借用作品資料の梱荷返却(輸送)
		SPC主体企画展	●				借用作品資料の梱荷返却(輸送)
展示・撤収作業		県主体企画展	●		○		作品資料の展示、撤収
		SPC主体企画展	●				作品資料の展示、撤収
滞在手配		県主体企画展			○		展覧会関係者の滞在手配
		SPC主体企画展	●				展覧会関係者の滞在手配
空間構成・会場施工		県主体企画展	●		○		展覧会会場の空間構成・会場施工
		SPC主体企画展	●				展覧会会場の空間構成・会場施工
展示替		県主体企画展	●		○		会期途中で一部の作品の展示替え
		SPC主体企画展	●				会期途中で一部の作品の展示替え
企画展運営(作品資料等安全確認)		県主体企画展			○		展示作品の状態を定期的に確認
		SPC主体企画展	●				展示作品の状態を定期的に確認
企画展運営(来館者看視・対応)		県主体企画展	● 看視		○		展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり
		SPC主体企画展	●				展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり
記録撮影		県主体企画展	●		○		展示、活動状況等の記録撮影
		SPC主体企画展	●				展示、活動状況等の記録撮影
関連イベント		県主体企画展	● 関連		○		企画展に関連するイベントの開催
		SPC主体企画展	●		○		企画展に関連するイベントの開催
企画展運営(県博での企画展)	作品資料安全				○		展示作品の状態を定期的に確認

運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC ●	県 税務	県 美術	
常設展・企画展事務	来館者着視・対応	入館料管理	着視		○		展示作品の盗難、損傷の防止、観覧しやすい環境づくり
			●	○			入館券の管理、入館料の徴収、出納管理
	広報	一般広報	●		○		常設展・企画展の広報活動
		県政広報	●		○		県広報課が所管する媒体で広報
	予算管理	常設展・県主体企画展		○	○		常設展・企画展(SPC主体除く)の予算管理
		SPC主体企画展	●				企画展(SPC主体)の予算管理
	決算・監査報告	常設展・県主体企画展		○	○		常設展・企画展(SPC主体除く)の決算
		SPC主体企画展	●				企画展(SPC主体)の決算
	協賀	協賀	●	○	○		常設展・企画展のための協賀・協力を獲得
	助成	常設展・県主体企画展		○	○		常設展・企画展(SPC主体除く)のための助成を獲得
		SPC主体企画展	●				企画展(SPC主体)のための助成を獲得
	後援名義申請	常設展・県主体企画展		○	○		必要に応じ、常設展・企画展(SPC主体除く)運営に係る後援名義等を獲得
		SPC主体企画展	●				必要に応じ、企画展(SPC主体)運営に係る後援名義等を獲得
	着視員・会場整理員の配定		●		○		着視員や会場整理員を手配
	内覧会・レセプション	計画・案内	●	○	○		内覧会・レセプションの計画・案内状の送付
		司会者・来客手配	●		○		必要となる司会者・来客を手配
		進行・受付	●		○		進行や受付の人員配置、実施
		来賓対応	●	○	○		来賓の対応
		記録	●		○		写真撮影等による記録
企画展等の広域連携	県内文化施設との連携事業				○		県内の文化施設等を会場に美術館の企画展等と連携した広域的事業を展開
芸芸業務(館内外での普及事業) 内外での教育普及	一般向けプログラム	ギャラリートーク	●		○		企画展のギャラリートークを開催
		体験講座	●		○		来館者や地域コミュニティに向けた各種プログラム等を企画・実施
		講演会・セミナー	●		○		講演会等を開催
		ワークショップ	●		○		ワークショップ等を開催
		子どもミュージアム	●		○		子どもたちのために特別イベントを開催
美術ラーニングセンター(仮称)	学校向けプログラム	美術ラーニングセンター			○		小・中・高校向け教育プログラムを中心に企画・実施
		県内小学生招待	● バス		○		県内在住の小学4年生全員を1年間かけてバスで招待
移動美術館					○		TMN加盟各館で県立美術館コレクション展示を開催
人材育成	インターンシップ				○		美術館業務・運営に関心のある学生等に対し、インターンシッププログラムを提供
	博物館実習				○		学芸員資格取得をめざす学生等に対し、実習機会を提供
ミュージアムネットワーク	各館コレクション活用展				○		各館所蔵品を活用した共同展示
	デジタルアーカイブビューリング				○		美術系TMN加盟館に、デジタルアーカイブ化した各館の主要作品画像を公開する仕組みを開発設置し、保守管理しながら公開
	イベント企画				○		各館と連携して講演会や研修会、ワークショップなどを開催
連携	ボランティア組織との連携				○		来館者へのおもてなし向上、リビーター増につなげるため、美術館活動と一緒に楽しんでもらうボランティア組織との連携
	友の会との連携				○		リビーター増につなげるため、友の会と連携

運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC	県 総務	県 美術	
運営業務	来館者対応	地域・コミュニティ連携		●		○	地域・コミュニティ等との連携した美術館活動
		企業連携		●		○	企業等と連携した美術館活動
		大学連携				○	大学等の研究機関と連携した美術館活動
		他館連携				○	県内、国内外の他の美術館・博物館と連携した美術館活動
運営業務	来館者対応	多言語案内		●			広報及び来館者サービス、研究、展覧会事業に必要な多言語化(翻訳)
		館内案内	総合案内	●			館内情報の管理、来館者に対する案内業務
		電話受付		●			電話による案内業務
		館内放送		●			イベント案内や来館者の呼び出しを館内放送
		遺失物管理		●			遺失物の拾得及び管理
		クレーム対応		●	○	○	苦情、意見への対応
		救援		●	○		来館者の救援
		VIP対応		●	○	○	通常とは異なる対応を求める来館者の対応
		プレス対応		●	○	○	取材依頼等の総括的対応
		視察団対応		●	○	○	他館職員等の視察に対応
広報	広報計画・活動	広報計画・活動	プレス(全体及び専門)	●	○	○	館全体の広報
		地域住民		●		○	近隣地域に特化した広報
		観光客		●		○	観光客の誘致を目的とした広報
		Web(SNS、HP、アプリケーション)		●		○	ウェブサイト(HP、SNS、App)の製作、運営、維持管理
		広告(制作手配等)		●		○	広告枠の確保および広報素材の製作・発注
		エフェメラ制作		●		○	広報用印刷物の制作
		ポスター作製		●	○	○	館のイメージ広告(シンボル)としてポスターを作成
刊行物	定期刊行物	定期刊行物	執筆・刊行	●		○	広報誌等を編集・発行
		年報・報告書の作成		●		○	年報及び報告書等を作成
		研究紀要	執筆・刊行	●		○	研究紀要を編集・発行
		パンフレット刊行		●	○	○	館の概要をまとめたパンフレットを編集・発行
		ガイドブック刊行		●		○	美術館の主なコレクションを紹介したり、美術館での楽しみ方などを図説したガイドブックを編集・発行
印刷物の発送				●	○		美術館が発行する印刷物を発送
施設利用許可	県民ギャラリー等貸出し			●			貸出スペースを県民等に貸出し
庶務 会計事務	PFI事業予算執行	PFI事業予算執行		●			PFI事業に係る予算執行
		収入	前売りの入館券	●			前売り券の徴収、収納、販売所への手数料支払
			入館料	●			入館料の徴収、収納
			貸館・空調料	●			貸出料等の徴収・収納
			資料等のコピー料金	●			コピー料金の徴収・収納
		物品、券券類の出納、保管		●	○		物品や券券類の出納、保管
		公用車の管理		●	○		県が貸与した公用車の管理
				71			
				5/7			

運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC ●	県 経済 ○	県 美術 ○	
美術館を支える方々とのネットワーク	ボランティア			●	○	○	展示ガイドや活動サポートを行うボランティア
				●	○	○	年会費による特典制度を運営
				●	○	○	団体、個人からの寄附を募り、受入れ
				●	○	○	公的機関や各種団体法人、企業等から美術館運営のための協賛金及び物的・人的協力を調達
美術館協議会等				▲ 委員	○	○	博物館法における美術館協議会等を設置し、必要に応じ開催
経営戦略会議等				●	○	○	美術館運営に係る経営戦略会議、館内職員会議の開催
文書管理	收受			●			郵便物等を受取り、館内に配布
	発送			●	○		郵便物や荷物の発送
	保存			●	○		公文書管理規定を設け、公文書を適正に管理
	館内掲示・記録			●		○	館内にポスター・チラシの掲示・記録
人事管理	人事管理・給与	人事管理・給与		●	○		職員の人事管理
	職員研修			●	○		
	福利厚生			●	○		
県庁内業務	予算要求事務				○		県の業務として、予算要求や予算執行、議会対応等
	予算執行・決算事務				○		
	厅内調整・会議出席				○		
	議会対応				○		
	政策的な連携に関する決定				○		企業、大学、他館との政策的な連携に係る業務
危機管理・リスクマネジメント	防災			●	○	○	緊急事態に対応できるように、指針を定め訓練を実施
	災害対応			●	○	○	緊急事態が発生した際に、観客、職員等を守る対応
	リスク・マネジメント			●	○	○	リスクを適切に把握し、減らすための取組みを実施
	※BCP (事業継続計画)	※BCP (事業継続計画)		●	○	○	自然災害や事故、感染症の流行等に直面した際に、損害を最小限に抑えながら事業を継続するため行動計画を策定
施設運用	キッズルーム運用			●	○		キッズルームの運用
	駐車場、バス停運用			●	○		駐車場及びバス停留所の営業者管理
来客業務	美術館自体の利用促進	集客イベント		●			フリースペース等での音楽、パフォーマンス等のイベント実施
		ユニークペニュー		●			ユニークペニュー等での利用促進
		その他		●		○	年間パスポートや親子券、パフォーミングアーツ活動者や企業への働きかけ等
		周辺施設との連携による利用促進		●		○	倉吉パークスクエア全体や大御堂鹿寺跡との連携による利用促進
		他施設との連携による利用促進		●		○	中部地域や県内外の周遊ルートの設定、地域DMO等との連携による情報発信、旅行商品化
附帯機能	レストラン・カフェ、ショップ等			●		○	レストラン、カフェ、ショップ等の営業
開館準備業務	開館前の施設の維持管理			●	○	○	施物引き渡し後、開館までの施設の維持管理
	移転作業	備品什器・消耗品の移転	展示ケース等の備品の移転	●	○	○	展示ケース等の備品の搬出・搬入
		事務机等の備品・消耗品の移転		●	○		事務机等の備品、消耗品の搬出・搬入
		収蔵品の移転	美術作品	●	○	○	美術作品の移送
			美術資料	●	○	○	美術資料の移送

運営業務等における業務分担(案)

大分類	中分類	小分類	微分類	実施主体			業務内容
				SPC ●	県 総務 ○	県 美術 ○	
収蔵品システムの開発、運用	収蔵品システムの開発、運用			●		○	収蔵品の管理・検索等、職員や利用者の利便性向上のための情報システムを開発
	プランティング			●	○	○	ロゴ・シンボルマークの作成等、プランディング
	開館前の広報	開館前の広報計画の作成、広報活動		●	○	○	開館前の広報計画を立て、ポスター・チラシのほか、SNSやメディアを使った広報活動を実施
		告知印刷物の製作		●	○	○	美術館開館を周知するポスター、チラシ等の告知印刷物を製作
		広報イベント	建設時の現地ツアー等のイベント	●	○	○	美術館の周知や来客を目的としたイベントの実施
			開館カウントダウンのイベント	●	○	○	
	開館前の来客業務	開館前の来客業務		●	○	○	出版社や旅行会社を訪問して、情報誌への掲載、旅行商品造成等を働きかける
	オープニングイベント	内覧会		●	○	○	開館内覧会の開催
		オープニングセレモニー		●	○	○	開館式典の開催
	SPC主導の企画展の準備			●		○	SPCが主導となるポップカルチャー等の企画展を開館初年度に開催できるよう準備
	開館後の施設利用許可			●			開館後の来客ギャラリー等の貸出し受付・利用許可等
	美術館を支える方々とのネットワークづくり			●	○	○	ボランティア、友の会、寄付、協賛金制度など地元の応援団等とのネットワークづくり

